

一八四七年恐慌

——「資本論」第三部第五篇の解明のために——

三宅義夫

本稿は『資本論』第三部第五篇に収録されているマルクスの信用論を読みとるための参考として、ひいてはそれ自身この信用論の一つの解明たるものとして書いたものである。この第五篇の信用論はマルクスが印刷用の原稿として書いたものではないので、エンゲルスは多大の苦心を払って編集したのであるが、記述の脈絡を辿るのにかなりの努力を要する。筆者は昨年の秋『講座・信用理論体系』（日本評論新社刊）のために書いた「信用理論の体系」なる論稿において、この第五篇で展開されている信用論の構成についてのあらましを描くことを試みておいたが、そのさい附論として「一八四四年のイングランド銀行条例の解説」を加えておいた。それはつぎのような顧慮に基づくものであった、——「マルクスは信用論を書いているさい当時のイギリスの信用制度を資料的背景として考察しているのでは

るが、このイギリスの信用制度は一八四四年のイングランド銀行条例によって大きく影響を受けていた。マルクスがそれらを引用しそれらを考察することを通じて問題を明らかにしようとしているところの議会委員会での質問応答も、このイングランド銀行条例についての予備的知識がなくては十分な理解がむずかしい」（『講座』第一巻、四頁）。いまここで一八四七年に恐慌について見ようというのも、ほぼこれと同じ趣旨によるものである。マルクスはこの信用論を展開するに当って、各所で議会の委員会報告書を使用しているが、この議会委員会——四つの委員会——はいずれも一八四四年の銀行条例を検討することを目的としていたものであったと同時に、うち二つの委員会は直接に一八四七年恐慌を究明するために——この恐慌の経験に徴して銀行条例を検討するという意図で——設置されたものであった。かくして一八四七年恐慌の現実、経過は縦横に資料として駆使され、あるいはこの現実、経過のなから理論的把握がひき出されている。さきの論稿の同じ「まえがき」のところでつぎのような注意を記しておいたが、——マルクスの原稿は「右のように印刷用原稿でないために、各所で敘述、諸引用が一見断片的に示されている。しかしこれらは、いうまでもなく一連の現実的関連性をもっているものであって、マルクスがいかなる現実的関連性を念頭において述べかつ引用しているかということに十分に注意して読みとることが肝腎である」（同上、五頁）——、この「現実的関連性」は、個々の敘述、引用を一八四七年恐慌の現実、経過という面から有機的に関連づけ、そういう一連の有機的関連のもとでこれらを考察することによって、ほぼ明らかにされることになる、と私は考える。

したがって、本稿はたんに一八四七年恐慌を考察することを目的としているものではないし、また、この恐慌の全貌を描き出すことを目的としているものでもない。全貌ということであれば、この恐慌はひとりイギリスにおこつて生じた現象であつたばかりでなく、ヨーロッパ大陸の各地もこれに襲われたのであり、またこの大陸ではそこで生じた

革命および反革命との関連が重視されねばならない。だが本稿の目的は右のような次第であるから、したがってここでは、ほとんどもっぱら第五篇で取り上げられている事柄について——といってもイギリスでの恐慌はそのほぼ全面が多かれすくなかれここに取上げられているが——、これらの事柄相互の関連づけを行い、また記述も、本稿としてはできるだけ第五篇での文章自体をもって綴ってゆくようにする。他の書物での説明も入れているが、それは事柄を明らかにしてゆく上になりに役立つと思われるかぎりで、補足的に入れていられるものである。くり返していうと、こういう操作によって、そこでマルクスが行っている諸議論、信用論が十分な現実性をもって理解されうることになる。そして筆者としては、この関連を心得ていなければ、この信用論の理解はどうしても生半可なものたらざるをえない、とさえ考えている。(なお、マルクスのこの信用論が材料としている現実を適確に調べ、そしてその現実とそこで行われている議論との関係を正しくつかむこと、このことによつてはじめて、当時の現実とその今日にいたる発展、変化とを対比することを通じて、この理論をより豊富ならしめ、より発展せしめることも可能となるのである)。

ところで、一八四七年恐慌の現実、経過を第五篇での文章をもって綴ってゆくことは、第五篇の信用論を読みとるさいの参考、予備的知識を与えるものであると同時に、それ自身がこの信用論の内容の解明になってゆくことになる。そしてかかるものとしては、とくにそこで行われている議論との関係を考察してゆくと、くわしく述べてゆけばゆくほど具合がよいのであって、結局、第五篇の信用論の大部分を再編成して示してゆくことも好ましいことになる。しかしこの小稿では、そういう意味での完全さはあるいは書くかもしれない別稿に譲ることとし、必要最小限の程度で事柄相互の関連づけを行っておくにとどめる。なお、一八四四年のイングラド銀行条例自体については、前記の拙稿「信用理論の体系」中の同条例についての解説を参照されたい。この解説のおわりの方では同条例が

一八四七年恐慌のさいどういう作用をしたかということについても述べておいたが、その部分は本稿と多少重複することになる。

一八四七年恐慌のつぎの一八五七年恐慌のさいにはマルクスとエンゲルスとの間の当時の手紙のなかで、この恐慌について、とくにその進行状況について多くのことが述べられている。またこの当時マルクスは例の『グルンドリッセ』を書いていたのであるが、当時「仕事は二つある。……第一は Grundzüge der Oekonomie [「グルンドリッセ」のこと]の仕上げである。……第二は、現在の恐慌だ」として、後日忘れないために毎日恐慌の記録をとっていることを告げており、これについてエンゲルスと一緒に本を出そうともいっている（一八五七年十二月十八日付エンゲルス宛の手紙）。この記録は発表されていないが、当時また『ニューヨーク・デイリー・トリビューン』へ寄せてこの恐慌についていくつかの通信を書いている。ところが一八四七年恐慌のさいには、当時マルクスはまだロンドンに亡命せず大陸にいたのであるが、エンゲルスとの往復書簡のなかでもこの恐慌自体についてはなにも記されていない。おそらくこの恐慌についてマルクスが取扱っているものとしては、この『資本論』第三部第五篇がもっともくわしいものである。しかし一八五〇年にロンドンで、さきにケルンで出していた Neue Rheinische Zeitung の継続として、今度はこれに Politisch-ökonomische Revue という副題をつけて刊行して月刊誌の第五、六合併号（これは一八五〇年の五月号として出されるはずが遅れて十一月に、五月―十月号として、第五、六合併号の形で出されたもの）の「評論 (Revue)」欄に「評論、五月―十月 (Mai bis Oktober)」として書かれた論文——マルクス・エンゲルス執筆——は、そのなかで一八四七年恐慌について比較的くわしい敘述を与えている。本稿ではマルクス・エンゲルスがこの恐慌について記しているものとして、他の諸書物での説明を補足的に入れたのとはちがった意味で、この「評論」のなかからいくつか

の敘述を取り出して入れておく。

既述のように第五篇の信用論では四つの議会委員会の報告書が使用されている。これらの報告書は、トゥックの『通貨原理の研究』、フラートンの『通貨調節論』と並んでここで扱われている文献のなかでの基幹をなしている。そして一八四七年恐慌を見ようとする本稿にとってはこれらの報告書はとくに関係がある。ところでこれらの報告書が広く有名なものであることは周知のところであるが、しかし従来これらについて案外、はっきり知られていない諸点がある。筆者も遺憾ながらこの現物を見ていないのであるが、手もとにある材料を参照しつつ、これについて若干の解説と考証とをここに加えておこう。

エンゲルスは『資本論』第三部への「序言」のなかで、第三部において利用されている——マルクスの原稿のなかで——議会報告書はつぎの「四つ」であると記している。

「(一) (下院の)『委員会報告書』第八卷、『商業的窮境 (Commercial Distress)』第一卷第一部 (Bd. I, Teil I) 一八四七—四八年、証言記録。——『商業的窮境』一八四七—四八年、として引用。

「(二) 『一八四七年の商業的窮境にかんする上院秘密委員会。報告、一八四八年に印刷。証言、一八五七年に印刷』(というのは、一八四八年ではあまり不慮に見えるから)。——『商業的窮境』一八四八—五七年、として引用。

「(三) 報告書。銀行条例 (Bank Acts) 一八五七年。——同上、一八五八年。一八四四年および一八四五年の銀行条例の影響にかんする下院委員会の報告書。証言を含む。——それぞれ『銀行条例』(時としては『銀行委員会』) 一八五七年、一八五八年、として引用」(Ⅱ九頁)。

まず、『商業的窮境』の方から見てゆこう。一八四七年恐慌において、一八四七年十月二十五日について一八四四年のイングランド銀行条例の停止が余儀なくされ、ここでパニックが終ったのであるが、同年十一月三十日大蔵大臣サー・チャールズ・ウッド (Sir Charles Wood) は下院にたいして「最近の商業的窮境の原因ならびにこの窮境はどの程度に要求払の銀行券の発行を規制している法律「一八四四年のイングランド銀行条例のこと」によって影響を受けたか、について調査するために」委員会を設置することを提案した¹⁾。そして十二月十五日に二十六人の委員からなる委員会が下院に設けられた。これとほぼ時を同じくして、上院の方でも独自の調査をするために委員会を設けた。これは二十人の委員で構成された²⁾。両委員会は一八四八年二月から審議を開始し、ともに多数の証人の出席を求めて証言を聴取し、報告書をつくった。下院委員会は二つの報告書——一つは一八四八年六月八日付のもの、一つは一八四八年八月八日付のもの——を出し、これは一八四七—四八年の *British Parliamentary Papers* の第八巻に収録された⁴⁾。第一の報告書は委員会の意見——委員会としての報告——のほか、各証言の記録を含むものであったが、第二の報告書は、スコットランド、アイルランドについても調査したがこれらの地方における銀行券発行にかんする一八四五年の条例「一八四四年の条例はイングランドとウェールズとにかんするものであって、翌四五年にはほぼ同様の規制がスコットランド、アイルランドについても採られた。これが一八四五年の条例である」に変更を加えることは適当でないという結論に達した、ということを書いたわずか一頁のものであった⁵⁾。一方、上院委員会の報告書は一八四八年七月二十八日付で出され、これも一八四七—四八年の *British Parliamentary Papers* の第八巻に収められた⁶⁾。

(1) H. D. Macleod: *The Theory and Practice of Banking*, 2. ed. 1866, vol. II, p. 141. S. F. Thomas: *The Rise and Growth of Joint Stock Banking*, vol. I, 1934, pp. 453—4.

(2) S. F. Thomas: *ibid.*, p. 457.

(3) H. D. Macleod: *ibid.* vol. II, p. 145.

(4) Thomas: *ibid.* pp. 470—1. 考の『商業的窮境』一八四七—一八四八年として引用」とされているものはこの第一の報告書 (First Report) である。インスマントワート版の第三巻末尾に附されている文献目録でも——同版はこれら委員会報告書の現物を対照したところである(『前社二一二頁)——First Report from the Secret Committee on Commercial Distress; with the Minutes of Evidence. Ordered, by the House of Commons, to be Printed, 8 June 1848. と記されている。

(5) Thomas: *ibid.* p. 473.

(6) Thomas: *ibid.* p. 474. —“P. P. 1847—48, Vol. VIII, Part III.” ショートナー (T. E. Gregory) 編の Select Statutes, Documents & Reports relating to British Banking, 1882—1928 の vol. II, pp. 9—13 に収められている上院委員会及びのイングラント銀行総裁と副総裁との共同証言抜萃のところでも、また pp. 36—46 に収められている上院委員会自身の報告抜萃のところでも Parliamentary Papers, 1847—8, vol. viii, part iii. と記されている。なお、他方下院委員会については、同じくこのショートナー編の書の vol. II, pp. 13—36 に収められている下院委員会でのイングラント銀行総裁、副総裁の共同証言抜萃のところでは Parliamentary Papers, 1847—8, vol. viii, part i. と記されている。

はじめに掲げておいたようにエンゲルスの「序言」のなかでこの下院委員会報告書について「第八巻……第一巻第一部」と記されており、この「第一巻第一部 (Bd. I, Teil I)」と云うことは四四一頁でも同様に行なわれている。だが、エンゲルス版では両方の箇所ともに “Vol. (Volume) II, Part. I.” となっており、カウツキー版ではむしろ “vol. II, part. I.” となっている。カウツキー版も相当なむしろ委員会報告書と対照しているの、この点不可解であるが、一応、インスマントワート版も対照の上で、かつ Vol. Part をドイツ語にして “Bd. I, Teil I.” と訂正したのである。とみておくほかない。このようにこの Teil I と云うのは Part I のことであり、そして上記のターマスやショートナーの書での記載からみて、この Part I と云うのは Parliamentary Papers 第八巻の第一部と云う意味である。と推測される。そして Bd. I であるところの Part I なのは第八巻の第一分冊に収められていることと云うことである。と云うかと思われる。いざにしてよこの「第一巻第一部」 Bd. I, Teil I と云うのは、——『資本論』第三巻第一分冊 (Bd. III, Teil I) などと呼ぶ場合とちがって——第一巻の第一分冊という意味ではないらしい。下院の委員会報告書——その第一報告書——が第八巻の第一部をなし、そして上院の委員会報告書が第八巻の第三部となっているわけである。

ところで、右の vol. II と Bd. I とのちがいに加えて、この下院委員会での証言は多くの場合報告書の頁を記して引用されているが、この頁もエンゲルス版およびカウツキー版と、インスティトゥート版とはまったく異なっている（前二者はほぼ同じ）。たとえばⅢ四四八頁で最初に引用されている証言は、エンゲルス版、カウツキー版とも（p. 26, 27.）となっているが、インスティトゥート版では（S. 172, 3.）となっている。インスティトゥート版ではこの頁数について、「議會報告書『商業的窮境』一八四七—四八年からの引用文では、マルクスはしばしば、報告書そのものの印刷された頁数のかわりに、大英博物館にあるその綴込本のインクで記入された頁数を附している。かかる場合にはわれわれは報告書の頁数を挿入した」（Ⅱ前付一二頁）と記しているが、しかしエンゲルス版での頁数との差異についてはなんら言及していない。

なお、エンゲルス版ではこの下院の報告書の証言は頁数だけ記入されていて証言番号が入っていない場合が多いが、カウツキー版では角括弧に入れて一々証言番号を併せ挿入している（長谷部氏の訳本でもこれが採入れられている）。しかしインスティトゥート版ではさきのような手数を一方で払いながら、証言番号を入れていない。インスティトゥート版がなぜこういう改悪をわざわざしたのかわからない。

ところで、この上院の委員会報告書について、さきに掲げておいたようにエンゲルスは「証言」の部分は「一八五七年」に印刷されたとし、一八四八年にすぐに印刷されなかったものは「一八四八年ではあまり不遠慮に見えるから」だと述べている。Ⅲ四五一頁でも同じように、「この委員会によって報告された証言はやっと一八五七年に公開された」としるされ、また六一六頁でもこの証言はやっと一八五七年に印刷されたとしるされている。こうしてしているのがマルクス自身であるのか、エンゲルスの補筆であるのか明らかでないが、いずれにしてもたしかな根拠なくしてこのようにしているとは考えられない。しかし右の註(6)に記しておいたように、グレゴリーの編書に収められている上院委員会でのイングラント銀行総裁、副総裁の証言抜萃の出典は、上院委員会自身の報告抜萃の出典と同様に『議会议文書、一八四七—七年、第八卷第三部』と記載されている。このほかつぎのような理由からも、同委員会

での証言が「やっと一八五七年に」印刷され公開されたということには疑問があるのであるが、右の記載はこういった疑問と照し合わせてみると、一八五七年説の正否を明らかにする上にほぼ決定的なものであるように考えられる。疑問というのは第一には、『資本論』中で引用されている上院委員会での諸証言は下院でのそれとくらべてみて、内容的に特に前者だけを公開しないでおくといった理由が感ぜられないことである。また『資本論』では上院委員会についてだけとくにくり返して「秘密委員会」と記しているが、「秘密委員会」であったことは下院の委員会も同様であった——前掲の註(4)を見られたい、グレゴリー編の前掲書でも Evidence...before the Secret Committee of the House of Commons...と記している(p.13)——。したがって「秘密」委員会での証言だからすぐに発表されなかったと見ることができない。また、S・E・トーマスの前掲書は巻末の Appendix のHに委員会の証人名簿を載せているが、これで見ると上院の証人も下院の証人も半数ぐらいは同一人であって、そういう点からも両委員会での証言の発表の取扱いを区別する理由が乏しいようにみえる。またトーマスは前掲のように上院委員会の報告書は一八四七—四八年の議会文書第八巻第三部に収められているとしているが、同時にこの委員会での証言を引用するさいとくに断り書を入れていない。最後に、エンゲルスは「一八四八年ではあまり不遠慮に(zu kompromittierlich)見えるから」といっているが、当時イングランド銀行条例に反対する意見、政治勢力も強かったのであり、委員会設置はそうした情勢を背景としたものでもあったことを顧慮すると、右のようなことがどれだけ公表しない理由になりえたか疑わしいように思われる。なお、カウツキー版も一八五七年にはじめて印刷公表されたという記述にたいしてそれを訂正するような補註を入れていなく、インスティトゥート版でも同様であるが、しかしインスティトゥート版巻末の文献目録ではこの上院委員会の報告書は Report from the Secret Committee of the House of Lords, ……

Together with the Minutes of Evidence and an Appendix. Ordered, by the House of Commons, to be Printed, 28 July 1848. Reprinted 1857. と記されている。これで見ると一八五七年に再刷されたらしい。一八五七年に再刷されたのはこの年また議会で委員会が設けられることとなったためでもあろうか。

つぎに『銀行条例』の方を見よう。一八五七年二月六日大蔵大臣サー・ジー・ルイス (Sir G. Lewis) は、一八四四年のイングラッド銀行条例に改訂を加える必要があるかどうかを調査するために秘密委員会を設置することについて下院の承諾をえた。この委員会は同年三月十日付で中間的な報告書を下院に提出したが、それはイングラッド銀行総裁ウェゲリン (T. Wegelin) および副総裁ニーヴ (S. Neave) の証言を報告したものであった。この報告書は同年五月十二日に、拡大された委員会 (委員二十二人を二十五人に) — これは「秘密」委員会ではなくされた — に附託され、この委員会は多数の証人呼んで証言を求めた。⁷⁾ 『資本論』で「銀行条例 (または銀行委員会)」一八五七年としてオーヴァーストーン Lord Overstone 以下多くの証言を引用しているのは、この第二の委員会での証言である。「この委員会が徴した証言はきわめて余すところなきものであったし、また報告書に附された多くの附録は、この当時のイギリスの銀行業ならびに通貨にかんして利用しうるおそらくもつとも重要な統計を含むものであった」⁸⁾。この報告書は同年七月三十日付で出され、そして同委員会は、仕事はまだ完全ではないとし、議会のつぎの会期に調査を続行するために委員会を設けるべきであると勧告した。⁹⁾

ところで、この一八五七年の八月にはじまったアメリカの金融恐慌はイギリスにも大きな影響を及ぼし、十月には銀行の破綻が相ついで現われてきたが、十一月にはこれはさらに大規模となった。かくて十一月十二日、ふたたび一八四四年のイングラッド銀行条例が停止されることとなった。情勢のこのような変化から、銀行条例の当否をめぐる

論議は一段とはげしくなったが、政府は、問題をさきの委員会の手にゆだね、この委員会に「最近の商業的窮境〔この一八五七年恐慌のこと〕」の原因、ならびにそれはどの程度に一八四四年のイングランド銀行条例によって影響を受けたか、という——一八四七年の委員会と同様の——調査項目を追加することを提案し、十二月十一日、ふたたび委員会が設けられることとなった。¹⁰⁾この委員会もさきの一八五七年の第二の委員会と同じく二十五人からなり、顔触れもほぼ同じであった。この委員会は一八五八年に、多くの証人の証言を徴し——したがって事実上一八五八年の委員会である——、一八五八年七月一日付で報告書を出した。¹¹⁾『資本論』で「銀行条例（または銀行委員会）」一八五八年として引用されている報告書がそれであって、この報告書からは委員会自身の報告文が引用されているが、証言はほとんど使われていない。

(7) S. E. Thomas : *ibid.* pp. 486—7.

(8)(9) Thomas : *ibid.* p. 487.

(10)(11) Thomas : *ibid.* p. 497, p. 498.

このように一八五七年から五八年の間に、恐慌をはさんでその前と後とに委員会が設けられ、それぞれ報告書を出しており、この両方ともマルクスは使っているのである。マルクスは、スプリーナー・アトウッド商会の組合員たる銀行業者トゥエルズ (J. Twells) について、「かれは、一八五七年の銀行委員会での証人全部のうち、この国の現実の〔真の〕状態への一瞥を試みて恐慌の切迫を看取している唯一の人である」(Ⅲ六〇七頁)と述べているが、このように恐慌の切迫をほとんどだれも気づいていないのは——こういうことはそれとして興味あることであるがその点は措くとして——、この一八五七年の委員会が恐慌勃発前にその仕事を中止していたからである。そしてまた、「銀行条

例（銀行委員会）一八五八年として引用されている文章では、この一八五七年恐慌がすでに生じたものとして述べられているのも、この委員会が時期的に前のは別のもので、恐慌後に設けられたものであるからなのである。

事柄がこのように明らかになると、こまかいことであるがたとえばつぎのような記述は訂正されなくてはならない。エンゲルスは第三部への「序言」のなかでつぎのように記しているのであるが——「原稿では『混乱』と題する長い一篇があつて、これは、一八四八年および一八五七年の恐慌にかんする議会報告書からの純粹な抜萃から成立つており、そこでは、二十三人¹²⁾の実業家および経済学者述家たちの、ことに貨幣資本、金流出、過度投機、等々にかんする証言がとり纏められ、かつところどころ諷刺的な短評が加えられてある」（Ⅲ七頁）——、「一八五七年の議会報告書」はとくに「恐慌にかんする」ものではなかつたのであり、また「一八五七年の恐慌」にかんする報告書の「証言」は『資本論』ではほとんど扱われていないのである。また「一八五七年および五八年の『銀行条例にかんする報告書』……そこでは、……すべての召喚された事情通が事業の繁栄を祝福し合つたのである」（Ⅲ五二九頁）と書かれているが、一八五八年の「報告書」は恐慌後の委員会のものであるから「および五八年」はおかしいことになる。

(12) この「二十三人」はもちろん「混乱」と題する原稿で扱われている証人数として記されているのであるが、第五篇中で挙げられているこれら委員会での証人数はもっと多い。

一八五七年の前記第二の委員会の報告書は一八五七年七月三十日付で出され、これは一八五七年の Parliamentary Papers の第十巻に収められた。¹³⁾ また一八四八年の委員会報告書は一八五八年七月一日付で出され、これは一八五七年の P.P. の第五巻に収められた。¹⁴⁾ はじめに掲げたようにエンゲルスは利用されている議会報告書はつぎの「四つ」であるとし、(B)のなかに「報告書。銀行条例、一八五七年。——同上、一八五八年」と併せて掲げ、(C)としてい

ないが、この「同上、一八五八年」が「四つ」の報告書のうちの第四のものである。¹⁵⁾

(13) 前掲グントリーの編書のEvidenceを収録したそのParliamentary Papers, 1857, Session 2, vol. x, part i. の記号はp. 50, p. 66, etc. “S. C. on the Bank Acts, 1857 (x)”——Clapham: The Bank of England, vol. II, p. 235.

(14) Thomas: *ibid.* p. 498. —“P.P., 1857—58, Vol. V.”グントリーの編書でも同く (vol. II, p. 76, p. 107, etc.)。

(15) ところで、カウツキー版ではこの「同上、一八五八年」のところに註を入れており、この註は長谷部訳でも紹介されている(青木書店版、第三部上、二三四頁)。——「この一八五八年の報告は実は前述の四つの議会報告書の第四のものである。この報告は全部三巻から成りたつ(この原文はDieser Report für 1858 ist wohl der vierte der vier oben erwähnten Parlamentsberichte. Im ganzen besteht der Report aus 3 Bänden. である)その意味は筆者には長谷部氏が上のように訳出されているのとはすこしちがって、カウツキーはここで、この一八五八年の報告書は、なるほど、上でエンゲルスが「四つ」の議会報告書といっているその第四として挙げられているのであるが、しかしこの報告書は、全体としてはつぎのように一八五七年の報告書を含む三巻から成っているものである、ということを指摘せんとしているように、解される」。(一)報告および証言、一八五七年。(二)附録およびその索引。(三)報告、証言および索引、一八五八年」。しかし一八五七年の報告書が一八五八年の報告書のなかに収められているというこのカウツキー版の註は、上記のところから見ても、妥当でないように思われる。あるいはそういう報告書の版本があるのかもしれないが、すでに前年に印刷刊行しているものをふたたび一八五八年の報告書に収めて『議会文書』として出すことは想像されない。なおインスマット版巻末の文献目録でも Report from the Select Committee on [the] Bank Acts: ... Ordered, by the House of Commons, to be Printed, 30 July 1857. この本の Part I が Report and Evidence, 本の Part II が Appendix and Index と記され、別の一八五八年の方は Report from the Select Committee on the Bank Acts: ... Ordered, ... to be Printed, 1 July 1858. と記されていて、ここに一八五七年の報告書が入っている形跡もない。なお、マルクスは一八五八年八月二十三日の『ニューヨーク・デイリー・トリビューン』での論説「銀行条例の効力停止」のなかで一八五八年の委員会報告書を論評しているが、そこで委員会が恐慌前にすでに「二巻のおあつな報告書」を公表していたと述べている(大月書店刊『マルクス・エンゲルス選集』第九巻上、一二三頁)。

以上、本稿としては附論である委員会報告書についての記述にやや紙幅をとってしまったが、つぎに本論に入る
こととしよう。なお、以下で右の委員会の諸報告書を示すさい、それぞれ、下院『商業的窮境』一八四八年、上院
『商業的窮境』一八四八年、『銀行条例』一八五七年、『銀行条例』一八五八年、としるしておく。

二

一八四三年以来の繁栄 エンゲルスは一八三七年の恐慌、一八四二年の「完全な後産的恐慌」(Nachkrise)¹⁾ (Ⅱ六〇〇頁) から立直ってイギリスの経済にあらたな昂揚、繁栄がきたことをつぎのように述べている。——「一八四二年には、一八三七年以来ほとんど間断なくイギリスの産業を圧迫していた不況が退きはじめた。²⁾ その後の二年間、イギリスの工業生産物にたいする外国の需要がますます増加した。一八四五—四六年は最高の繁栄期を示した。一八四三年にはすでに、阿片戦争がイギリスの商業のためにシナを開放していた。この新市場は、すでに旺盛をきわめた拡張——ことに綿業のそれ——に、あらたな口実を与えた。……生産を高めたのと同じ熱情をもって、人々は鉄道の建設に傾注した。工場主や商人たちの投機はここにはじめて満足を見出した。しかも、それはすでに一八四四年の夏以来である。人々ができるだけ沢山、すなわち第一回の払込をする貨幣があるかぎり、株式に応募した。あとはどうにかなるだろう！」(Ⅱ四四—四五頁)。

また前述の『新ライン新聞—政治・経済評論』ではつぎのように述べている。——「一八四三—四五年の繁栄の年の投機は、主として、鉄道に——そこでは投機は現実の需要をその基礎としていた——、また一八四五年の飢饉と馬鈴薯病との結果として、穀物に、また一八四六年の悪い収穫ののち棉花に、また東インドとシナ貿易に——イギリス

によるシナ市場の開放に歩をついで——、傾注した³⁾(復刻版、Berlin, 1955, S. 304. "Kleine ökonomische Schriften", Bücherei des Marxismus-Leninismus, 1955, S. 537. 以下ではこの後者の頁数のみを挙げておく)。このそれぞれについてはのちに見る。

(1) 「近年に生じた主要な逼迫 (pressures) は、一八二五年、一八三六年、一八三九年、一八四七年、一八五七年、一八六六年、一八七五年、および一八七八年のそれであった」(J. W. Gilbart: *The History, Principles and Practice of Banking*, new ed. 1922, vol. I, p. 302)。「一八三九年には大不況のもとできわめてげいしい金属流出が——穀物代金などとして——生じたが、しかし恐慌も金融パニックもなかった」(■六一六頁)。

(2) 「一八四三年の夏以来、決定的な繁栄 (Prosperität) がはじまった」(■三九四頁)。この「繁栄」という語の使われ方、——このすぐ前でマルクスは、「近代の産業がそのうちで運動するところの回転循環」として「静止状態、活気の増大、繁栄、過剰生産、破局、停滞、静止状態、等々という循環」と記している。

(3) 「一八四三—四五年は、一八三七—四二年の時期のほとんど間断なき産業の不況の必然的な結果たるところの、産業的、商業的繁栄の年であった。いつもと同様に、繁栄はきわめて急速に投機を展開させた。投機は規則正しく、過剰生産がすでに完全に進行している時期には、はじまる。投機は過剰生産にたいして一時的な排水路を提供するのであるが、他方投機はまさにこのことによって恐慌の勃発を促進し、その力を増大させる。恐慌自身はまず、投機の領域で爆発し、のちにいたってはじめて生産をとらえる。それゆえ、過剰生産ではなく過剰投機——これ自身は過剰生産の一徴候にすぎない——が、表面的な観察にとつては、恐慌の原因として現われる。のちに生じる生産の震撼は、それに先行したみずからの豊饒の必然的な結果としてではなく、崩壊しつつある投機のためなる反動として、現われる」(Neue Rheinische Zeitung, a. a. O. S. 536—7)。

イングランド銀行の金属準備と利子率 イングランド銀行の金属準備は一八四四年の銀行条例が実施されたとき(一八四四年八月三十一日実施)には、同行のそれまでの史上もっとも豊富であった⁴⁾。同行の割引歩合も市場の利子率も低かった。——こういうことが右のような昂場にどういう反作用を及ぼしてゆくか、というところに、一般的にい

って景気循環にさいし信用が演じる重要な役割の一側面が存する。「いま、最近における金融市場逼迫のすべての場合について見ると、これらの逼迫が過ぎのような事情によって先行されていたということを見出すであろう。すなわち、第一に、貨幣 (money) の豊富によつて、第二に、低い利率率によつて、第三に、ある種の投機的な投資によつた」(Gilbart: *ibid.* vol. 1, pp. 301-2)。エンゲルスもまた「信用はたしかに存在し、容易に得られ、そのうえ低廉であった」とし「イングランド銀行の割引率は低かった。すなわち一八四四年には $1\frac{1}{4}$ — $2\frac{1}{4}$ %、一八四五年には十月まで3%以下、ついで短期間5%まで昇騰して(一八四六年二月)、それからふたたび、一八四六年十二月の $3\frac{1}{4}$ %まで低落した⁵⁾。イングランド銀行の地下室には未曾有の金準備があった」と記して、つぎのように述べている。「だから、なぜこの好機を逸すべきであるか、なぜ大いに奮発しないか? イギリス製品にაცოგაれてゐる諸外国市場に、なぜ、すぐ製造できる一切の商品を送らないか? またなぜ、製造業者自身は、極東に絲や織物売り、またその代りに得た帰り荷物をイギリスで売ることによつて生じるところの、二重の利得を収めてはならないのか? / かようにして、前貸をえてインドやシナに大量的に委託販売をする制度が生じたのであるが、この制度はやがて、……たんに前貸をえるための委託販売制度に発展したのであり、また必然的に、諸市場の大量的な供給過剰に、そして破局に終らざるをえなかつたのである。」(四四五頁、傍点—三宅)。

(4) 「実際、イングランド銀行の歴史の全過程を通じて、これほど多額に「金および銀を」保有していたことは、いまだかつてないことであつた」(Gilbart: *ibid.* vol. 1, p. 368)。なおギルバートはここで、「逼迫に先立つた年には金保有高は通例大きく」として、一八四四年の額に、一八二四年、三六年、三八年の額をくらべている。

(5) この期間のイングランド銀行の公定割引歩合——最低率——はつぎのごとくであつた。一八四四年九月五日、従来の四%を $2\frac{1}{2}$ %に改訂、四五年十月十六日3%に改訂、十一月六日 $3\frac{1}{2}$ %に改訂、四六年八月二十七日ふたたび3%に戻す(一

Clapham: The Bank of England, vol. II, 1945, p. 429. Gilbert: *ibid.* vol. I, pp. 370—3)。

なお、一八四四年九月五日に四%から二½%に引下げたのは「市場レートを即応するためであつて、「バンク・レートは一六九九年以来いまだかつて四%以下であつたことはなかつた」(Clapham: *ibid.* vol. II, p. 190)。従来はイングランド銀行が遊資を擁しているときその運用としては政府証券を買入れるほか途がなかつたが——金融緩慢で市場レートの低いさい誰れもより高い利子率を払つてイングランド銀行に割引、貸付を求める者はない——、これを市場レート並とすることによつて遊資を手形割引に向けることが可能となつた。一八四四年の条例によつてイングランド銀行が二部に分割され、銀行部の方は保有イングランド銀行券を現金準備として、普通の銀行と同様に運営されることとされたが、右の改訂もこの線に沿つたものであつたと見るべきであろう。(遊資を擁するさい利子率を低く下げることの運営の仕方は、反面保有銀行券が逼迫するさい利子率を高く引上げることを生んだ。こうしたことは中央銀行の金利政策としては批判される余地があるわけである。) マルクスはギルバートの「A Practical Treatise on Banking」(1827), 5th. ed. 1849. から引つて——本稿で引用してゐるギルバートの書はこれと The History and Principles of Banking (1834) とを併せて編集し補足したものである——「利子歩合、市場レート」は、一八四二年春にはまだ四½%であつたが、一八四三年の春および夏には二%に、八月には一½%にまで低落した」と記しているが(■三九四頁)「このような状況のもとで四%のレートを維持してゐたイングランド銀行においては「割引はほとんどとまつていた」(Clapham: *ibid.* vol. II, p. 190)。一八四四年九月に二½%に下げ、当時の市場レート並としたのであるが、当時市場レートはますますひきゆるみ傾向にあり、「市場レートは二%に、さらに一½%にまで下つていった」(Gilbert: *ibid.* vol. I, p. 371)。したがつて、実効はただちにはそれほど生じなかつたとしても、「最低レートは一八四五年および四六年には実際に平均市場レートを下廻つてゐた」(Clapham: *ibid.* vol. II, p. 192)。のであるから、——クラバムはミニマム・レートであることを強調しているが——、この期の信用需要をみたす上に、したがつて信用需要を促進する上に、逐次、かなりの役割を演じることになつたと見てよいであろう。ギルバートは、一八四四年の条例実施から一年後の一八四五年九月五日の間にイングランド銀行のロンドンでの割引残は一三、〇〇〇ポンドから二、三六五、〇〇〇ポンドに増大した」と記してゐる(Gilbert: *ibid.* vol. I, p. 373)。

ところで、エンゲルスが上記のように一八四四年について「一¼—二¾%」と、二½%を下廻る率を挙げているのは、ここでいおうとしているのは「信用が低廉であつた」ということであるから、一八四四年九月の右のような政策変更前については

イングランド銀行の割引歩合を挙示しても意味がないので、ここは市場レートを採ったのかもしれない。右のイングランド銀行のレートつまり official rate はロンドン本店でのレートであつて、「一八四五年三月十八日にイングランド銀行は最低割引レートのプリンシプルを採つた」(Gibart: *ibid.* vol. I, p. 370)。それまでは劃一的に同じレートを課していた。おそらく金融がやや引締まり二½%では市場レートに比して低目となつてきたので、発表しているのはミニマム・レートだと註釈したのである。このレートは一流手形にのみ適用され、その他のものにはより高いレートが課された。なお、マルクスは「利子歩合はだいたい平均利潤率によつて規定されているので、異常な眩惑が低い利子歩合に結びついている場合がきわめて多い。たとえば一八四四年夏の鉄道眩惑の場合がそうである。イングランド銀行の利子歩合は一八四四年十月十六日にやつと三%に高められた」(Ⅲ三九五頁)と記しているが、この「一八四四年十月十六日」は「一八四五年十月十六日」の誤記である(鉄道眩惑も四五年夏?)。

イングランド銀行の金属準備の量と市場利子率との關係については、同行元総裁ハッバード(J. G. Hubbard)が一八五七年の銀行条例委員会に提出した「一八三四—四三年と一八四四—五三年とに6)かんする表」——この表は金属準備の増減と利子率の騰落と物価の変動との関連の有無を示している——が掲げられている(Ⅲ五九七頁)。「これらの表は、金——これは事実上、『投資口を求めているわれわれの資本の代表者』である——の流入と利子歩合との間の密接な関連を証明する」(Ⅲ五九六頁)。「現存する金の分量の変動は国内の流通手段の数量を増加または減少させるがゆえにこの国では物価を騰貴または下落させるにちがいない」ということは、実は古くからのごまかしである。……事実上では、金の数量の減少は利子歩合を昂騰させるだけであり、その増加は利子歩合を低落させるだけである」(Ⅲ五九八頁)。

(6) 「一八四五—四六年」としてゐるのは誤記。

(7) ハッバードはこの表を出して、金属準備の増減は利子率の動きと関連があるが、物価の動きとは関連がない、という点を指摘しているのであるが、しかしそれがそのなかで、「国内における物価の変動は、イングランド銀行の金動搖に示される流通手段の分量「の動搖」からまったく独立していることを示す」(Ⅲ五九七頁、傍点—三宅)と述べているこの傍点箇所は

正しくない。「イングランド銀行の金動揺」は「流通手段の分量の動揺」を示すものではない。このことはのちに一八四七年中の経過について見るさい、数字的にきわめて明らかに観察されるであろう。

産業循環と利率との関係についてマルクスはつぎのように述べている、——「人はたいてい、繁栄または特別利潤の時代には利率の低位が照応し、繁栄とその転換とのわかれ目には利率の昂騰が照応し、また恐慌には極端な高利率の程度におよぶ利率の最高限が照応する、ということを見出すであろう」(Ⅲ三九四頁)。マルクスはここで一部前掲のように一八四〇年代の利率の動きを例証として見ているのであるが、両者の関係についてさらに五三二—三頁、五三九—四〇頁などで一般的に考察している。産業循環上、立直りが進み、しかし「産業および商業資本家が貨幣資本家に条件を指定する」ため利率がまだ低い時期、この段階では「貸付資本の過剰は、再生産過程のあらたな拡張と一致し、これを伴うが、しかしこれの原因ではない」とし、また「現実の蓄積過程の拡張が助長されるが、それはけだし、低い利率が、利潤のうち企業者利得に転形する部分を増加させるからである」としている(Ⅲ五三九—四〇頁)。

信用制度の発達、ビル・ブローカー、信用の過度の膨脹 右のように、イングランド銀行の金属準備は豊富であり利率は低かった。他方、当時イギリスの信用制度は、諸銀行の設立、ビル・ブローカー、割引商会の出現、活動によって、急速に発達していた。そしてこの発達はまた、いちじるしい信用膨脹を可能にし、促進した。一八四七年十一月二十日付『エコノミスト』はつぎのように述べている、——「近年、資本の配分を業とする新種の商会(ビル・ブローカー)が出現しかつ急激に膨脹した。……かくてロンバード街は、資本が有利に利用されえない一地方からその需要のある他の地方への、遊休資本の移転が行われる大中心地となった。……わが農耕地域でよせ集められる地方の資本は、小額づつ預金として地方銀行に預けられ、ロンバード街で使用するために集中される。だが、この資本は、まず

第一にはわが鉱山、工業諸地域の諸銀行に手形を再割引してやることを介して、これらの地域における事業を拡張するために利用されたのであるが、ついでは、ドック倉庫証券や積荷証券にたいする前貸により、外国諸生産物の輸入業者に大きな融資を与えるためにも利用されたのであって、これによって、外国や植民地取引に従事する諸商社の『正当な』商人資本が遊離され、かくて海外植栽地におけるもつとも忌避すべき種類の投資に使用されようになつた』（Ⅱ五四二―三頁）。輸入商は積荷証券を「大陸ごし郵便で」ロンドンに送り、これを担保にロンバード街で貨幣を手に入れた、輸出商も積荷証券にたいして容易に前貸（輸出手形の割引）を受けえた（『マンチェスター・ガーディアン』、一八四八年十二月二十四日付、Ⅱ四四七頁）。輸出入金融の円滑さは投機を助長したが、「このシステムは大いに拡張されて、遠い植民地のまだ成育中の作物にたいして振出された手形によりロンバード街で多額の金額が借り出されたほどであつた」（前掲『エコノミスト』、Ⅱ五四三頁）。ついには、前に輸入商品を仕入れるさいに振出した手形を決済するために商品が輸入され、前貸をうるために委託販売の形で商品が輸出された、——「割引されうる、貨幣に換えられうる手形を振出しうるために」輸出入が行われた（Ⅱ四四七頁）。そしてかかることは「割引諸商會が貨幣を過剰に手にしているかぎりには、万来がすらすらと、故障も困難もなしに進行した」（前掲『マンチェスター・ガーディアン』、Ⅱ四四七頁）。ビル・ブローカーは前記のように遊資をもつ銀行かつ借りる、——「近年……過剰な貨幣をコールで貸出すことが〔諸銀行の〕慣例となつた」（オーヴァレド・ガーニー商會の組合員チャプマン D. B. Chapman の証言、『銀行条例』一八五七年、Ⅱ五七七頁）。ビル・ブローカーはかかるコールの取手となり、コール担保としてかれが割引いて持っている手形を渡す（事実上では銀行業者はこの手形を再割引したことになる）、他方、ビルブローカーはかくて入手した貨幣をもって、貸出需要の強い諸銀行から手形を買取る、つまり再割引する。当時のかかる仕組みについてはⅡ五一―九頁、

五四一頁を見られたい。⁸⁾「膨脹した仮空信用が融通手形および無担保信用によってつくり出されたのであって、このことは、地方の株式諸銀行がかかる手形を割引し、ついでこれをロンドン市場でビル・ブローカーに再割引させる——しかも、銀行の信用だけで、手形のそのほかの質にはおかまいなしに——というやり方によって、はなはだ容易となった」(『銀行条例』一八五八年、報告五四四項、五四一—二頁)。

(8) Ⅲ五一九頁でもⅢ五四一頁でも一八五八年の銀行条例委員会の報告書から抜書きして仕組みが説明されている。第五篇ではいくつかの箇所て引用がくり返されている。これはあるいはエンゲルスが編集するさい重複させてしまったのか、元の原稿でもそうなっているのか、その間の事情はマルクスの元の原稿を見ないかぎり明らかでないが、ここでも五一九頁で引用されている文章の冒頭は五四一頁で報告書の報告本文五頁から引用されている文章のおわりの方と重なっている。なお、五一九頁でははじめの引用符に対応する閉じの符号が欠けている。これは、報告書のなかでイギリス銀行総裁ニーズ(Neave)の証言が引用されており、その証言の引用が終ったところでマルクスも引用を止めているので、閉じの符号が二つ記されねばならなかったのであるが、その一つを書き落したのであろう。五一九頁と五四一頁とを対照させてみると、このように判断してさしつかえないように思える。

ところで、遊資をコールに出している銀行業者においては、コールは必要のさいいつでも引上げるものと、したがって現金準備に準じるものとみなされている。自己の現金準備が不足してくるさいにはこれを回収するか、すぐに回収しないとしても担保として持っている手形が満期になればたびコールを出さない。したがって、諸銀行の準備金が一般的に窮屈になってくると、かくして金融逼迫期には、割引市場は急速に狭くなるし、ビル・ブローカー——かれら自身の資本はきわめてすくない——は大いに金繰りが困難になる。かかるさいビル・ブローカーはイングラント銀行に助けを求めるのであるが、同行が金属準備の流出によって貸出を引締めているさいには救われないものとなる。コールを出していた銀行も回収ができなくなると困難に陥る。また担保になっている手形自身も、それが前記

のような危い手形になっているさいは満期になっても支払われない。膨脹した信用は、膨脹が大であるほど急速に崩れてゆくこととなり、前に振出した手形を落すために、すなわち支払手段を求めて、借入需要が強く生じる。諸商社はあいかんれんして破産し、銀行業者もまた危機に陥るようになる。

「ロンドンにおける二つのビル・ブローカー商会は、一八四七年に支払を停止した。その後両商会とも取引を再開したが、一八五七年にはふたたび停止した。一方の商会の負債は一八四七年には概算二百六十八万三千ポンドで、資本金は十八万ポンドであった。一八五七年には負債は五百三十万ポンドで、資本金は一八四七年のそれのおそらく四分の一以上には達しなかった。他方の商会の負債は両度とも三十四万ポンドであつて、資本金は四万五千ポンド以上ではなかった」〔銀行条例〕一八五八年、報告五二項、Ⅲ五一九頁。また、マルクスが第三十五章四四九頁のところ、前後から見ても唐突のように——といっても、前頁のはじめから引きつづいて、名前を挙げないで引用されている証言もホヂスン (A. Hodgson) の証言であるが——、「リヴァプールの株式銀行の取締役 A・ホヂスは、手形がどれだけ銀行業者の準備金を形成しうるかを明らかにしている」として、銀行業者がその持っている手形の日々満期となる額を自己の債務支払のための準備金として扱っていることを見ているのも、右に述べたような関連の上からであらうと思われる。¹⁰⁾かくてつぎのようなことが、これら業者の願望となる、——「チャプマンの証言訊問中できわめて面白いのは、この連中が、事実上、公衆の貨幣を自分の所有と看なし、かれらによって割引された手形をいつでも貨幣に換える権利を持っていると信じている、ということである。問答における素朴さは大したものである。大商会によって引受けられた手形をいつでも貨幣に換えるものたらしめること、イングランド銀行をしてかかる手形をいかなる事情のもとでもビル・ブローカーのために再割引させるように配慮すること、——そうしたことが立法者の義務

となる」(Ⅲ五八〇—一頁)。

(9) ここでホヂソンは、「恐慌期中には、日々満期となる手形の入金〔Erttag. これは Betrag (額) の誤り? 満期に入金になれば問題はないであろうから〕が、日々われわれのものにきた支払要求額(Betrag)とほとんど等しくなりました」(下院『商業的窮境』一八四八年、証言三五二号)と述べているが、前頁に引用されている証言七二二五号においては、リヴァプールでは「自分の引受手形の支払をするために多額の現金を銀行に持参することが普通であった商人たちが、最近では、かれら自身が自分の棉花その他の生産物売ってえた手形しか持参できなくなった」と述べている(この意味は、自分の受取手形を割引してもらってその代り金で期限のきた支払手形の支払をしようとする、ということ)。こういう状態のもとでは、銀行は保有手形が日々満期となっても「支払要求額」に応じえなくなったであろう。なおマルクスは別のところでA・ホヂソンを「ロイヤル・バンク・オブ・リヴァプールの取締役(Direktor der Royal Bank of Liverpool)」と記しているが(Ⅲ五三〇頁)、この銀行は当時イギリス第一流の銀行と看なされていたが一八四七年十月十八日に——イングリランド銀行はコンソル公債三十万ポンドを貸付けて救済を計ったがおよばず——支払停止に陥った銀行である(Clapham: *ibid.* vol. II, pp. 205—6)。同行は間もなく同年十二月一日に営業を再開したが、一八七〇年にふたたび失敗してつづられた(Thomas: *ibid.* p. 444, p. 660)。リヴァプールは一八四七年恐慌のさいもつとも手ひどい打撃をうけた地であった。

(10) Ⅲ四八九頁に、「銀行は、その取引先が貨幣よりもむしろ手形を支払い込むようになると (sobald ihre Kunden mehr Wechsel als Geld einzahlen) 危険を嗅ぎつけて用心しはじめる。さきに挙げたりヴァプールの銀行取締役 (Bankdirector) の証言を見よ、四五二頁以下」と記してある。「四五二頁以下」もリヴァプールの銀行家——ユニオン・バンク・オヴ・リヴァプールの支配人 (Dirigent) リスター (J. Lister) ——の証言であり、リスターを指しているとすれば四五二頁の証言二四四四号(上院『商業的窮境』一八四八年、後掲)のところでであろう。しかしこれと同じ内容のことはホヂソンもその前の四四八頁に掲げられている証言——前掲の証言七二二五号、証言五二六号(下院『商業的窮境』一八四八年)——のなかで、そこではずつとくわしく述べている。つまり、「四五二頁以下」(この「以下」はいずれにしても不用である)よりも前の四四八頁において、しかもよりくわしい証言が掲げられているのであるから、指示されているのはリスターの証言ではなくA・ホヂソンの証言ではなからうか、と思われる。もしそうであれば、参照頁の指示は「四五二頁以下」ではなく「四四八頁」とされるべき

きところを、エンゲルスが編集のさい見誤ったことにならう。エンゲルス版では S. 398. と指示されており、同版では右のインステイトゥート版での「四四八頁」は S. 396. に当る。したがってあるいは 6 が 8 と誤植されたのかもしれない。ともかく「さきに挙げた証言を見よ」というなら、A・ホヂスンの方がずっとくわしい。

なお蛇足を加えておくと、「リヴァプールの Bankdirector の証言を見よ」といつているのであるが、リスターは——E・トーマスの前掲書巻末の証人名簿で見ると——manager (支配人) であつて director (取締役) ではない。『資本論』では、案外に、この両者は区別してドイツ語訳されているのであつて、たとえばアンダーソン(J. A. Anderson) ヲレー(R. Murray) ケネディ(P. W. Kennedy) もそれぞれスコットランド、アイルランドの株式銀行の manager であるが、これを引用しているさいはつねに Drigent しており(Ⅲ五七〇、五七一、六一〇頁)、他方 director ——これはマルクスが引用しているのは A・ホヂスンのほかはみなイングランド銀行の連中(理事)であるが——はつねに Direktor としている。(なお当時のこれら株式銀行の manager は今日のわが国の銀行でいうとほぼ頭取に該当する)。もつとも、Ⅲ四四八―九頁の証言はだれの証言とも記さないで掲げられており、リヴァプールの銀行家のそれであることを知るには若干のせんさくを必要とする。だから「さきに挙げたりヴァプールの銀行取締役の証言を見よ」として「四四八頁」を指示してもわからない、といつてしまえばそれまでであるが、しかし問題はマルクスの原稿を編集したさいの事柄である。

前貸による現実の還流の隠蔽 手形割引によつて「個々の製造業者や商人は、強大な予備資本の必要ならびに現実的還流への依存を免れる。だが他面、部分的には単純な空手形振出により、部分的にはたんなる手形作製を目的とする商品取引によつて、全過程がきわめて複雑なものとなるのであつて、その複雑さたるや、還流が事実上ではすでに久しく、部分的には詐取された貨幣貸付業者を、部分的には詐取された生産者を犠牲としてしか行われなくなつたのちにも(生産物を手形で売つた生産者や、手形を割引いた貨幣貸付業者は、それらの手形が期日に支払われなさいに、損失をうけたことが明らかとなるが、期間にいたる間においても「事実上」損失をうけていることになる。——上の「事実上」の意味)、事業がきわめて堅実であり還流が円滑であるといった外観(Schein)が、なお静かに存続しうるほどである。だから事

業は、つねに、破局の直前にこそ、ほとんど過度に健全なように見える。その最良の証明を提供するのは、たとえば一八五七年および五八年の『銀行条例にかんする報告書』であって、そこでは、すべての銀行重役や商人たち、かんにいえばロード・オーヴァストーンを先頭とするすべての召喚された事情通が、事業の繁栄を祝福し合ったのである。¹¹⁾——ちょうど、一八五七年八月に勃発した恐慌の一カ月前に。……一挙に崩壊が生じるまで、事業はつねに至って健全であり、戦場はひきつづき繁栄をきわめる」(Ⅲ五二八―九頁)。

(11) 既述のようにこれは一八五七年の銀行条例委員会での証言。ここでのオーヴァストーンの「頌歌」はⅢ六一―一頁のエンゲルスの手入れのなかに掲げられている。またこの「頌歌」およびこれについてエンゲルスが記しているのとはほぼ同じことが、さきにも挙げた『ニューヨーク・デイリー・トリビューン』一八五八年八月二十三日号のマルクスの論説「一八四四年のイングランド銀行条例の効力停止」のなかで掲げられ、述べられている。

「急速かつ確実な還流の外観は「長谷部訳では「より急速」となっているが、この *rascher* は比較級ではない。内容としても「より」では一寸こまることになる」、その現実性がなくなったのちもなお長期間、ひとたび動き出した信用によって維持される。けだし、信用還流は現実の還流のかわりをするからである」(Ⅲ四八九頁)。「還流は前貸制度によってまったく欺瞞的なものとなる」(Ⅲ五八〇頁)。

しかし信用によって現実の還流が隠蔽されるということは、あまり単純に解されてはならない。これは景気変動、恐慌と金融政策との関係において、そこで景気の行きすぎがどの程度予知されるか、えないかという問題にかんねんしていることである。つぎの記述を見られたい、——「入金がもはや円滑でなく、諸市場が供給過剰をきたし、外観的 (*scheinbar*) 繁栄がもはや信用によってのみ維持されるようになると、かくしてすでに貸付資本にたいするきわめて強い需要が存在し、したがって利子歩合がすくなくともその中位的高さに達するようになると……。だが、利子歩

合の昂騰は信用取引を収縮させないで、かえてこれを拡大し、そして、そのあらゆる補助手段の過度緊張を生ぜしめる。それゆえにかかる時期は破局に先行する」(Ⅲ六一八頁)。なおまたつぎの記述を見られたい、——「再生産過程を強力に拡張する人為的な全制度……ここでは一切のものがねじ歪められて現われる。というのは、この紙券の世界では、どこにも現実の価格、およびその現実の契機は現われないで、ただ地金、硬貨、銀行券、手形、有価証券、だけが現われるからである。ことに、一国の全貨幣業務(全金融業務)が集中される中心地——ロンドンのような——ではかかる顛倒が現われる。全経過が把握できないものとなる。生産の中心地ではそこほどではないが」(Ⅲ五三五頁)。¹²⁾

(12) この最後の点についてすこし見よう。たとえばすでに一八四六年十月におけるつぎのような『工場検査官の報告書』、——「すでに久しい前から、私は、木綿工場主たちからかれらの事業の不振状態にかんするきわめて広範囲な愁嘆を耳にしている。……すぐる六週間、種々の工場が、一日に十二時間でなく通常八時間への、操業短縮をはじめた。これが拡がるらしい。……最近四年間における木綿工場数の大増加の結果として、一方では原料の需要がはなはだしく増加し、他方では市場への製品の供給がはなはだしく増加せざるをえなかった」(Ⅲ一四七頁)。ここにマルクスは「当時の工業拡張とそれにつづく不況とは綿業地方にかぎらなかつた」とつけ加えているが、とはいえこの頃は不況は全般的ではなかつたこと、つぎの記述を見られたい。(ついでながら、こうした原料にたいする需要の増加と市場での製品の過剰とは「両市場の相互的供給過剰」(Ⅲ四五二頁)の一因たるものであつた)。「一八四七年のはじめ四ヶ月間は、商業および工業の一般的状态はまだ満足な様相を示していた、とはいえ鉄の生産と木綿工業とを除いて。一八四五年の鉄道眩惑にともなつて異常な高さにまで駆立てられた鉄生産は、供給過剰の鉄にとって売行きが狭まらにつれて、具合悪くなった。木綿工業——これは東インドおよびシナ市場にたいする主要産業部門である——は、すでに一八四五年にこれらの市場にとって過剰生産となり、すぐに若干の反動がきた。一八四六年の棉花不作、原料ならびに製品の価格の騰貴、これにともなつた消費の減少、これらはこの綿業にたいする圧迫を強めた。一八四七年のはじめに、全ランカシャーで生産がいちじるしく収縮し、そして綿業労働者はすでに恐慌にとらえられていた」(Neue Rheinische Zeitung, a. a. O. S. 540—1)。

鉄道投機　すでに見たように一八四七年の恐慌は、一八四四年以来の鉄道敷設熱と、四五―四六年のはげしい凶作とによって特徴づけられていた。

「一八四七年四月には、ほとんどすべての商店が、かれらの商業資本の一部分を鉄道に投下することによって、かれらの事業を多かれすくなかれ飢えさせはじめていました」(ホヂスン、下院『商業的窮境』一八四八年、証言一七七号、Ⅲ四四八頁。この証言はⅢ五三二頁でも引用されている)。鉄道投資は多くの商店をして「かれら自身の事業を続行するために、手形割引により銀行から過大の資本を借用するにいたらしめました」(ホヂスン、同上、証言五二六号、Ⅲ四四八頁。この証言もⅢ五三二頁にくり返し引用されている)。「一八四七年の春には、信用の不相応な膨脹が存していました、……というのは、事業家たちがかれらの資本を事業「かれらの本来の事業」から鉄道に移し、しかも事業を旧来の規模で続行しようとしたからです。だれでも多分最初は、鉄道株を利益をえて売ることができ、かくして事業資金を填補できると信じていたのでしょう。だれでもおそらく、それが不可能だったことを知って、以前には現金を支払っていた自分の事業で信用を用いたのです。信用の膨脹はそのせいでした」(リスター、上院『商業的窮境』一八四八年、証言二四四号、Ⅲ四五―一頁)。

なお、払込をした商店にとっては事業資本の一部を鉄道株に「固定」したわけであるが、それが現実に使われるまでは、銀行預金を増加させ、したがって貸付可能な貨幣資本を一時的にせよ増加させた(Ⅲ四四九頁、五三〇頁、五四四頁¹³⁾、¹⁴⁾)。

自分たちの事業資本の一部を投機に流用したということは、「外国や植民地取引に従事する諸商社」がその事業資本の一部を「海外植栽地」への投機に使った場合も同様であった。これはさきに『エコノミスト』について見たが、

——「いくたの商社は大きな資産を持っていたが、それらは流動的ではありませんでした。かれらの全資本はモーリスシャス島 (Mauritius) の土地所有か、インディゴや砂糖の製造工場に固定されていたのです。かれがひとたび五、六十万ポンドの債務を負ってみると、かれらはこの手形を支払うべきなんらの流動資産も持たなかったものであって、結局、かれらはその信用によってのみ、また信用のおよぶかぎりでのみ、自分の手形を支払うることがわかりました」〔リヴァプールにおける一流の東インド商社の社長〕C・ターナー C. Turner 下院『商業的窮境』一八四八年、証言七三〇号、Ⅳ四五四—五頁。この証言もⅤ五三—一頁でくり返し引用されている。

(13) 「イギリスの鉄道組織の拡張はすでに一八四四年にはじまったが、完全にそれが発展したのはやっと一八四五年であった。この年だけで、登録された鉄道会社設立法案の数は千三十五におよんだ〔当時鉄道敷設は個々に議会の Act もって認可された〕。一八四六年二月には、——それまでにこれらの登録された無数の企画がふたたび放棄されていたのであるが——、持続している企画にたいして政府に預託されていた資金はなお千四百ポンドの巨額にのぼっていた〔当時右の Act 取得を申請中の会社はその見積り資本金の一〇%をイングランド銀行に預託しておくことを要した。これは Act を取得したとき、また却下されたさいに、戻された〕。さらに、一八四七年には、イギリスで徴収された払込総額は四千二百万ポンド以上に達した。うち三千六百万ポンド以上はイギリスの鉄道にたいするもの、あとの五百五十万ポンドは外国の鉄道にたいするものであった。この投機の最盛期は一八四五年の夏と秋とであった。これら株式の価格は継続的に昂騰し、投機の利益は国民のほとんどすべての階層を渦中に投げ込んだ。公爵も伯爵も商人や工場主たちと一緒に、種々の鉄道の幹部の椅子につくという儲けになる榮譽をめぐる競争した。……ペニーでも貯えた者は、いささかでも信用を利用しうる者は、鉄道株に投機した。……イギリスならびに大陸の鉄道組織の現実の拡張と、それと結びついた投機との基礎の上に、この期間に次第に、ローヤ南海会社の時代を想起させる眩惑の上部構築がつくり出されていった。幾百という線が成功するいささかの見込みもないのに企画された。そこでは、企画者自身実際に施行することなどは考えていなく、一般に、重役たちで預け金を食いつぶすこと、株式を売って詐欺的利潤をうることに狙いであった。……一八四五年十月に反動がはじまり、それはまもなく完全なパニックにまで発展した。すでに一八四六年二月（政府に預託金を預け入れねばならなかった時期）以前に、まったく根がなかった諸

企画は破産していた。一八四六年四月には反動は大陸の諸株式市場に及んだ。……鉄道恐慌は一八四八年秋にいたるまで長びくた」(Neue Rheinische Zeitung, a. a. O. S. 537-8.〔内一三宅〕)。

(14) 『資本論』第二部のなかのつぎの記述は、一般的な説明ではあるが、一八四四―四七年を想起つつ書かれたのではなからうかと思われるほど、当時においてもまったくこのようなことが見られた。「たとえば鉄道敷設のごとく、一年またはそれ以上の長期間にわたり生産手段も生活手段も提供せず、といってなんらの効用も提供しないが、しかし年々の総生産から労働や生産手段や生活手段を引上げるような事業部門」——一方では金融市場の逼迫が生じるのであるが、他方では逆に、金融市場の緩慢がまたかかる企業を大量的に生ぜしめ、したがってまさに、のちに金融市場の逼迫の因となる諸事情を生ぜしめる。金融市場が逼迫をきたすのは、けだし、この場合には大規模な貨幣資本の投下がたえず長期間にわたって必要だからである。産業者や商人たちがかれらの事業の経営に必要な貨幣資本を鉄道投機などに投じ、そして金融市場での借入れによってその補いをする、ということはまったく度外視する。——他方では、社会における自由にされうる生産資本が逼迫する。たえず生産資本の諸要素が市場から引上げられ、そしてその代りに貨幣等価のみが市場に投げ入れられるのであるから、支払能力ある需要が、それ自身からはなんらの供給要素も提供することなしに増加する。したがって、生活手段や生産材料の価格が騰貴する。その上、かかる時期にはきまって移り気が生じ、資本の大移動が行われる。一団の投機師、請負師、技師、弁護士などが儲ける。かれらは市場にたいする強い消費的需要をひき起すのであって、それと同時に労賃が騰貴する。食料品についていえば、そのために農業にもまたたしかに刺戟が与えられる。だが、かかる食料品は一年間に突然に増加されるはずもないので、その輸入が、総じて外国産食料品(コーヒー、砂糖、葡萄酒など)や奢侈品の輸入と同じように増加する。したがって輸入業の部分では輸入超過と投機が生じる。他方では、生産が急速に増加されうる産業諸部門(本来的な製造業、鉱山業など)においては、価格の騰貴が突然な拡張を生ぜしめ、そのあとではやがて崩壊が生じる。同じ影響は労働市場にも生じるのであって、多数の潜在的な相対的過剰人口が、また就業労働者さえもが、あらたな事業部門に吸引される。……その圧迫によって賃銀を圧下していた労働者予備軍の一部が吸収される。賃銀が一般的に、これまで就業状態のよかつた労働市場部分でさえも騰貴する。この状態は、不可避的な崩壊が労働者の予備軍をふたたび遊離させて、賃銀がふたたび最低限およびそれ以下に圧下されるまでずっと続く」(Ⅱ三二四―六頁)。

凶作と穀物輸入投機 破局に在る過程は一八四五年の、そして一層はげしかった四六年の凶作によって促進され、強められた。「イングランドおよびことにアイルランドは、食糧、とくに穀物と馬鈴薯との異常な供給を必要とした」(エンゲルス、Ⅲ四四五頁)。アイルランドの人口の激減は「一八四六年の飢饉の年からはじまった」(Ⅰ七三六頁)、「飢饉は一八四六年にアイルランドで百万以上の人間を、しかし貧乏人のみを、死に至らしめた」(Ⅰ七四二頁)。凶作が恐慌過程におよぼした作用は、一つは穀物輸入により金が流出したこと、一つは一八四七年は豊作であったのでこれと莫大な輸入とが結びついて思惑輸入が失敗し、¹⁵⁾ために穀物商の大きな破産が生じたこと、である。

(15) エンゲルスは一八四七年について「またしても凶作で、パニックがあらたに一そうはげしく勃発した」と述べているが(Ⅲ四四六頁)、これは感ちがい。まさに「凶作」でなかったために、穀物輸入投機が失敗に終ったのであった。

「一八四五年の八月に世間の注意がまず馬鈴薯病におけられた。この馬鈴薯病はイングランドおよびアイルランドにおいてばかりでなく、大陸においても現われた。……時を同じくして、すでに予想されていた穀物の大減収がもはやなんらの疑もないという報道が伝えられた。穀物価格はこれら二つの事情のために、あらゆるヨーロッパの諸市場でいちじるしく騰貴した。……一八四五年の不作に続いて、一八四六年はなお一層の不作であった。馬鈴薯病も、これは前より程度はすくなかったが、ふたたび生じた。かくて穀物投機にとって、十分な現実的な基礎が与えられた。……一八四五年から四七年の間、イギリスでは、かつてなかったほど多額の穀物が輸入された。穀物価格は一八四七年の春まで継続的に騰貴した。……そして一八四七年五月に価格は絶頂に達した。この月、イギリスでの小麦クォーターの平均価格は一〇二 $\frac{1}{2}$ シリングまで騰貴し、¹⁶⁾一一五シリング、一二四シリングを唱えた日もあった。だが間もなく、好天候、良収穫という決定的に好ましい報道が入った。価格は下落し、七月なかばの平均価格は七四シリング

となった。……ついに八月なかば頃、一八四七年の収穫は普通作をこえるということがたしかとなった。ここにいたって下落はもはやとどまるべくもなかった。イギリスへの輸入はあらゆる予想をこえて増大した（輸入投機の現物が到着してきたのである）。すでに九月十八日には平均価格は四九 $\frac{1}{2}$ シリングに下落した。つまり十六週間に平均価格が五三シリングほど変動したことになる。……この期間を通じて、鉄道恐慌がつづいていたばかりでなく、まさに穀物価格が最高となった時、すなわち一八四七年の四、五月に、信用制度のきわめてはげしい震撼と金融市場でのきわめてはげしい攪乱とがつけ加わった（入超による金流出によってひき起されたもの）。穀物投機はそれにもかかわらず、八月二日までは価格の下落を持ちこたえた。この日、イングランド銀行はその割引の最低率を五%に高め、二ヶ月をこえるすべての手形には六%に引上げた¹⁷⁾。ただちに、穀物取引所において一連の壯観きわまる破産がこれにつづいた。その先頭たるものは、イングランド銀行総裁のロビンソン氏であった。¹⁸⁾ ロンドンだけで八つの大穀物商會が破産し、その負債は計百五十万ポンド以上にのぼった。地方の穀物市場はまったく麻痺状態となり、ここでも破産が相ついで同様に急速に生じ、ことにリヴァプールでいちじるしかった。……しかし、穀物価格が最低をしるした日たる九月十八日をもって、イギリスでの穀物恐慌は終つたと看なされるべきである（*Neue Rheinische Zeitung, a. a. O. S. 538—40. 傍点および「」内一三宅*）。

(16) 一八四六年中は穀物条例の撤廃もあつて小麦一クォーターはなお六〇シリングをこえなかった。最低八月に四五シリング一ペンス (*Clapham: ibid. vol. II, p. 197*)。上のやうな穀物価格の騰貴は多くの商社をしてこれらの資力をこえて穀物輸入の投機に駆立てた (*Macleod: ibid. vol. II, p. 136*)。

(17) 八月二日、現在の最低レートを一ヶ月手形にのみ適用し、二ヶ月のものには五 $\frac{1}{2}$ %、三ヶ月のものには六%とした、そして五日にはさらに一般に最低レートを五 $\frac{1}{2}$ %におこした (*Clapham: ibid. vol. II, p. 203*)。

(18) 一八四七年恐慌での破産は八月に起つた穀物商社の破産からはじまり、他の諸部門の商社におよんで行つた。「破産のぞつとするカタログの第一番目は八月九日にはじまった」(Macleod: *ibid.* vol. II, p. 137)。破産は週を追つて深刻さを強めた。そのなかにはイングランド銀行総裁ロビンソン(W. R. Robinson)が代表社員であつたロビンソン商會が穀物取引で失敗したのをはじめとして、同行理事で元総裁サー・ジョン・リー(Sir John Rae Reid)が組合員であつたリード・アーヴィン・グ商會(Reid Irving & Co.)——これは東および西インド商であつて、東西インドのプランテーション投資、モーリシャス投資で失敗した——、同行理事A. L. ガウワー(A. L. Gower)が組合員であつたガウワー・ネヴェー商會(A. A. Gower, Nephews & Co.)——これは元米砂糖商で、モーリシャス取引に携わり、また鉄道建設に関係していた——などもあつた(Clapham: *ibid.* vol. II, pp. 198—9)。イングランド銀行の理事はロンドンの名門の商人のなかから選ばれ、理事會は總裁、副總裁——この二人だけで常務をとる——を加えて二十数人の多数からなつていたのであるから、破産する商社があつても不思議はないが、三人も破産したことはかつてないことであつた。なおしばしば引用されているモリス(James Morris)はこのロビンソンにかわつて副總裁から總裁に就任したわけである。九月なかばには大ビル・ブローカーたるサンダーソン商會(Sanderson & Co.)が穀物取引の大商社たちに連座して支払停止をした。前出証言で支払停止をした二つのビル・ブローカーといつているその一つである。

「一八四七年にイギリスは輸入食糧の代価として、すくなくとも九百万ポンドを金で外国に支払つた。うち七百五十万ポンドはイングランド銀行から、百五十万ポンドはその他の源泉からであつた」(イングランド銀行総裁モリス、下院『商業的窮境』一八四八年、証言三六四五号、三四五五頁。六三七頁では一八四七年の「イギリスからの貴金屬の総輸出」とその輸出先内分けが掲げられている)。ただし、右のような穀物商の破産のため、「一八四七年にはイギリスの負う債務(そのきわめて大きな部分は穀物のためのもの)が……不幸にしてその大部分は破産によって果たされた」(三四五三七頁、また六二三頁)。

この金の流出は、一八四六年の九月なかば頃から「確実かつ継続的に」はじまつた(Macleod: *ibid.* vol. II, p. 134)。

イングランド銀行の金属準備は一八四六年八月二十九日の千六百万ポンドから四七年一月十六日には千四百万ポンドを割った。割引率はここで一月十四日に、三%から三 $\frac{1}{2}$ %に引上げられた。一月二十三日にいたる間に金属準備はさらに五十万ポンド減少、割引率はさきに引続いて一月二十一日に四%に引上げられた。だが、金属流出はその速さを増し、四月十日には一千万台を割り、九百八十六万七千ポンドとなった。割引率は四月八日、五%に引上げられた。「凶作などの結果として金属流出が生じる場合、……この場合には生産の均衡の大きなかつ突然の攪乱が生じた。」「農業における過小生産」、その表現が右の流出なのである。この「流出の」影響は、かかる攪乱の生じる時期が生産上の高圧期「工業における過剰生産」であればあるほど、はなはだしい」(■六一九—二〇頁、ハ)内一三宅、なお■四六〇頁)。「穀物飢饉、棉花飢饉などのような異常な事情、……こうした事情は、恐慌期の必然的なまたは常則的な随伴現象ではけっしてない」(■五〇三頁)、だが、こうした事情は破局を激化する。とくに、イングランド銀行の操作を金属準備の減少と機械的に結びつけている一八四四年の銀行条例のもとでは、その影響はいちじるしかった。

イングランド銀行の金属準備の減少と利子率の引上げ 一八四七年中のイングランド銀行の金属準備の減少については、国外への流出期と国内への流出期とがあった。一八四六年九月から四七年四月までの金属準備の減少、これは主として国外への流出によるものであって、四月なかばに為替相場はイギリスに順に転じ、この金の流出はやんだ(■六一六頁、六三七頁)。四月——「独立的な貨幣パニック¹⁹⁾(eine selbständige Geldpanik)を生ぜしめた金属流出」[恐慌の先駆](■六一六頁)、「比較的に軽微な前恐慌(Vorkrise)」(■六一五頁)。四月なかば以来為替相場はイギリスに順であつて(イングランド銀行理事、元総裁パルマー J. H. Palmer, 上院『商業的窮境』一八四八年、証言六八四号、■六一六頁)、そのために金の輸入が生じたにもかかわらず、八月にはイングランド銀行の金属準備は減少し、十月十六日に

は八百四十二万一千ポンドとなった (MaLeod: *ibid.* vol. II, p. 138)。「二百二十万ポンドの金が国内需要の結果として国内に出て行った」(モリス、上院「商業的窮境」一八四八年、証言一三七号、Ⅲ六一六頁)。十月——「現実の恐慌 (die wirkliche Krise)」「本来の事業恐慌 (die eigentliche Geschäftskrise)」(Ⅲ六一五頁)。

(19) これはマルクスが『資本論』第一部の貨幣論のなかで (I—四三頁、註九九)「特殊な種類の恐慌 (Spezielle Sorte der Krise)」たるところの「独立的に生じうる金融恐慌」といつているものである。マルクスはこれを「あらゆる一般的な生産および商業恐慌の特殊の局面 (Besondere Phase)」として規定されるような金融恐慌」とは区別されるべきであるとし、この「独立的に生じうる金融恐慌」は、貨幣資本をその運動の中心とし、したがってその直接の範囲は銀行、取引所等であつて、産業および商業にはただ反応的ののみ作用する、と述べている。いまこの一八四七年四月の様相を見ることによって、マルクスがかく規定している恐慌はたとえはいかなる様相を呈するものであるか、マルクスがいかなるものをもつて独立的な金融恐慌と呼んでいるか、ということをやや具体的事例をもつて明らかにすることができる。前掲の『新ライン新聞』の論説ではこの四月についてつぎのように述べている。——「一八四七年四月十五日に、イングランド銀行はその割引最低率を短期手形全部にたいして5%に引上げ、また割引く手形の総額を制限した——支払人たる商会の性質のいかんにかかわらず——。同行はついに、同行が前貸をしている商人たちに向つて、これらの前貸が期限にきたさいは、もはやこれまで普通そうであつたやうに更新しないで、返済を求め、という最後通牒を出した。この二日あとの同行週報は、銀行部の準備金〔保有銀行券のこと〕は二百五十万ポンドに陥ち込んでいたことを示していた。したがつて同行は、その金庫からの金の流出を阻止し、現金準備をふたたび高めるために、右の措置を講じたわけであつた。／＼イングランド銀行からのこの金および銀の流出は、種々の原因にもとづいていた。第一に、消費とほとんどあらゆる商品のいちじるしい高価格とが流通〔通貨〕——とくに小売取引のための金および銀の流通〔当時イングランド銀行券は最低額面五ポンドの高額であつた〕——の拡大を必要とした。つぎに、鉄道建設のための間断なき払込——これは四月だけで四百三十一万四千ポンドにのほつた——が、イングランド銀行から大量の預金を引出すことを必要ならしめた。払込まれた貨幣の一部、すなわち外国の鉄道向けのもの、は、直接に国外に流出した。砂糖、コーヒー、その他の植民地諸商品——それらの消費とそれらの価格とは投機によつてより一層高められていた——のい

ちじるしい超過輸入、収獲がすくないことがたしかになって以来の投機的買付けによる棉花の、またことにくり返された不作による穀物の超過輸入、これらは大部分現金または地金で「金銀貨、地金銀で」支払われねばならなかったのであって「八月以後は前記のようにその多くを破産で果すこととなったが」、したがって金銀の国外へのいちじるしい流出をひき起した。：：／／イングランド銀行の「上記の」諸決定および同行の準備金が低下しているという報告は、ただちに金融市場に圧迫をもたらし、イギリスの商取引全体に、一八四五年にだけ見られたような「鉄道パニックのこと」強さのパニックを生ぜしめた。四月の終りの週および五月のはじめ四日の間、ほとんどすべての信用取引が麻痺していた。それにもかかわらず、なら異常な破産は起らなかった。諸商社は莫大な利払をし、またかれらの在庫品や国庫証券等々を破滅的な価格で処分売りにすることによって、もちこたえた。多数の比較的健全な商社においてさえも、恐慌のかかる第一幕からの脱出は後日の崩壊の因をなすことになってしまった。最初のきわめて切迫した危険をこのように克服したことはコンフィデンスの回復に非常に役立ち、五月五日以来、金融市場にたいする圧迫は目に見えて減じ、五月末頃には騒動はほとんどすぎ去った」(Neue Rheinische Zeitung, a. a. O. S. 541—2. 「」内—三宅)。

「一八四七年四月に、厳密にいえばパニックにも等しい逼迫が生じましたが、しかしこれらは比較的短期間のものであり、また、大した商業的破産を伴いはいしませんでした。十月には、逼迫が四月中のどの時期よりもはるかにげしく、ほとんど空前の額にのぼる破産が生じました」(トゥック、上院『商業的窮境』一八四八年、証言二九九六号、Ⅲ六一六頁)。

イングランド銀行の公定割引歩合——これは既述のように最低歩合である——は、右のように一八四七年四月に四%から五%に引上げられたが、以後年内につきのような推移を辿った。八月五日五 $\frac{1}{2}$ %、九月三十日六% (ただし一ヶ月手形は五 $\frac{1}{2}$ %)、十月二十五日(この日イングランド銀行条例停止を發表)八%、十一月二十二日七%、十二月二日六%、同二十三日五% (Clapham: *ibid.* vol. II, p. 429)。ここで注意すべきことは、こういう利子率を支払えば一応たしかな手形であれば割引かれうるというのではなく、利子率引上げと並んで前貸量の制限が直接にはより大きな作用をしたと見受けられることである。右でも引いておいたが、四月危機のさいは手形割引の日々の量が制限され、それ

以上はいかに優良手形であっても割引かれなかった(Macleod, *ibid.* vol. II, p. 135. Clapham: *ibid.* vol. II, pp. 201-2)。トックが「きわめて強行的な努力によってはじめて、イングランド銀行は金の流出を停止させ、為替相場をつり上げました」と述べているのは(上院『商業的窮境』一八四八年、証言二九九七号、■六一六頁)、こういうことを指しているのである。十月には——のちにも見るが——ついに国庫証券担保の貸付も拒否されるにいたり、人々の間に恐怖が起った(Macleod: *ibid.* vol. II, p. 138. また後掲のチャプマンの証言五一六九号を見よ)。

「非常な逼迫期には、……私営銀行業者または「ビル」プロカーの割引が相対的に制限される場合には、割引はイングランド銀行の手に帰します。そこで同行が利子歩合の市場率を決定する力をもつこととなります」(個人銀行業者グリーン商会のグリーン G. C. Glyn, 上院『商業的窮境』一八四八年、証言一七〇九号、■五九〇頁)。ところで一八四四年のイングランド銀行条例は、銀行券の発行を金属準備額と機械的に結びつけたので、金属準備が減少すれば銀行部の保有銀行券はすくなくなる。そして銀行部はこれを減らさないようにするためには同行の割引歩合を引上げ、前貸を制限することを余儀なくせしめられる。金融が逼迫し市場レートが高いさい、イングランド銀行の割引歩合引上げは、市場レートを一そう釣上げることになるが、と同時に、危機にさいしイングランド銀行の銀行券供給が制限されていることは、これを見越しての貨幣退蔵、つまり支払準備金の手当を急がしめる。この退蔵のための引出しによって銀行部の保有銀行券はますます減少し、イングランド銀行は信用制限を強めざるをえないことになるが、市中でも支払準備金の保存を計って誰れも貸したがない。金融逼迫、市場レートの昂騰は、かくして銀行条例の作用によって倍加されたものとなる。証券取引所では十月には「七〇%までの利子が支払われました」(「リヴァプール一流商人」たるウィラー A. H. Wylie, 上院『商業的窮境』一八四八年、証言二一九六号、■六〇〇頁)。「われわれは、必要な場合に貨幣を入

手できるかどうかを心配するよりも、むしろ利子などはほしいと思いません」(チャブマン、『銀行条例』一八五七年、証言五一九五号、Ⅲ五八二頁)。だから市中レートは極端に昂騰し、結局取引がとまってしまふ。

(20) Ⅲ四六一頁に一八四七年中のイングランド銀行の利子率の動きが掲げられており、これは「公定利子歩合」と記されているが、クラバムやギルバートの書で掲げているそれとちがって、小幅にかつ頻繁に動いている。あるいは実勢レートを挙げているのかとも思われるが、しかしたとえば「十月、五、五 $\frac{1}{2}$ 、七%」というように、上記九月末改訂の六%を下廻る率が挙げられ、また十月二十五日八%に改訂したのは銀行条例を停止して同行の貸出拡大を許した政府書簡のなかでただし利子率は八%以下ではいけないとしていたことによつたのであるのに、最高を「七%」としていたことなど、一寸解せない。エンゲルスも「公定最低割引率が十月には七%に、十一月には一〇%に昂騰した」(Ⅲ四四六頁) というように、上記のところが一致しないレートを記している。なおマルクスは右四六一頁の数字をオーヴァーストーンの証言から採つたであろう。

イングランド銀行条例は「外国への金の流出と国内向けのそれとの間に——それらの影響は自明のことながらまったく異なっているにもかかわらず——区別を設けていない。だから、市場利子歩合におけるたえざる激しい変動が生じる」(Ⅲ六〇六頁)。いまこの外国への金流出にたいしてイングランド銀行の利子率引上げがどういう作用をしたかを——さきにトゥックの証言を引いておいたが——見よう。「為替相場逆調の改正および金の流れの転回においては、利子歩合の昂騰およびそれにつづく金融逼迫の影響が迅速かつ適確だったのであって、かくして金はふたたびイギリスの方へ流れた。……利子歩合の昂騰は、イギリスならびに外国の有価証券の価格下落を生ぜしめ、かくして外国の勘定で有価証券がさかんに購入されることとなつた。このことは、イギリスから振出される手形の額を増加させたが〔たとえばドル手形の供給増大〕、他面、利子歩合が高くて貨幣入手の困難がはなはだしかったので〔したがつたとえは輸入が手控えられ〕、この手形にたいする需要が減少した〔右のドル手形にたいする需要減少、したがつてドル相場が弱くな

り、ポンド相場が強くなる」。この同じ原因〔貨幣入手の困難〕から、外国商品にたいする注文がとり消されること、また外国有価証券へのイギリス人の資本投下が貨幣に換えられ、その貨幣が投資のためにイギリスへ送られる、ということが生じた（『エコノミスト』、一八四七年八月二十一日付、Ⅲ六三八頁、ハ内一三宅）。また別の箇所でも、「利子歩合の引上げが為替相場にどんな影響をおよぼすか」として『銀行条例』一八五七年でのミル、ハッバードの証言を掲げて、同様なことが考察されている（Ⅲ六二三四頁）。また「イングランド銀行がねじをしめるや否や、外国へ輸出するための仕入れは一切停止される」（ギルバートからの引用、Ⅲ五九一頁）。

四月危機のさいには利子率引上げ、信用制限は金流出にたいして右のような効果を上げた。だが十月危機のさいには、——「かれ〔イングランド銀行理事、元総裁パルマー〕の意見にしたがえば、イングランド銀行は逼迫期にも、為替相場の逆調によって金が外国に出てゆかないかぎりには、利子歩合を5%という元の高さ〔四月に引上げた高さ〕以上に引上げることが要しなかつたのである。一八四四年の条例がなければ、イングランド銀行は逼迫のさい、困難なしに、呈示されるすべての一流手形を割引しえたであらう、と」（Ⅲ六〇六七頁）。「一八四四年の条例以前には、為替相場がイギリスに順であれば、国内が不安どころか実際上のパニックに襲われたとしても、銀行券の発行——これによつてのみこの逼迫状態は緩和されるのですが——にはなんらの限界も設けられませんでした」（同じパルマー、上院『商業的窮境』一八四八年、証言一〇二三号、Ⅲ六〇七頁）。この点は理論的にも実際上にも、重要な問題を含んでいるものである。

なお、イングランド銀行の利子率引上げは、高くなっている市場レートを一そう昂騰させるが、この利子率昂騰は銀行業者や貨幣貸付業者を利せしめた。——たとえばオーヴァーランド・ガーニー商会の組合員サミュエル・ガーニー

(S. Gurney) の証言(上院『商業的窮境』一八四八年、証言一三二四一五号、Ⅲ四五九頁)、個人銀行業者スプーナー・アトウッド商会の組合員トウェルズの証言(『銀行条例』一八五七年、証言四四八八一九号、Ⅲ六〇七頁)。なおこの点貨幣退蔵の項参照。かくて、マルクスによつて、一八四四年条例の「目的」は利子率引上げにあつたとまで非難される(Ⅲ四五九頁、六〇七頁、等々)。そしてまた、イングランド銀行自身も「相当な利潤をかせぐ」(Ⅲ五九一頁)会社たるかぎり、その利益に与つた、——同行理事、元総裁コットン(W. Cotton)の同行株式配当についての証言(下院『商業的窮境』一八四八年、証言四三五六一六号、Ⅲ四五五—六頁)。また配当もさることながら、同行の割引、貸付の収益は恐慌期には平時の数倍に達している(Clapham: *Ibid.* vol. II, Appendix C. D. pp. 433—5)。これは、恐慌期には同行にたいする貸出需要が強く生じる上に、利子率が引上げられているからにはかならない。しかし、「もちろんイングランド銀行は、国家の保護を受け、国家から特権を与えられている公的施設としては、「利子率引上げという」その権能を假借なく利用すべきではないのであつて、私的事業がそうしても差支えないのとは異なる」(Ⅲ五九〇頁、なお五八八頁、五九一頁)。

(21) この点、拙稿「信用理論の体系」の註三五(講座・信用理論体系』の第一巻、七八頁)を見られたい。

流通々貨量、貨幣の退蔵 イングランド銀行の金属準備が流出すれば本来国内通貨がそれだけ減少するはずである、というのが通貨主義の、したがつて一八四四年の銀行条例の見地であつた。立案者は純粹な金属流通下では金の流出は当然に国内通貨の縮小をもたらずと誤認し、銀行券流通をかかる金属流通の法則に則つて規制しようとしたのである。しかし現実には通貨の量は減少しなかつた。公衆の手にあるイングランド銀行券は一八四六年九月十八日には二千九十万ポンド、四七年四月五日には、その間に金属準備は、六百万ポンド減少したにもかかわらず、二千八十

一万五千ポンドとほとんど変化がなかった(J・G・キニア Kinnear: The Crisis and the Currency, 1847, Ⅲ五七一頁)十月末には二千八十万ポンド、しかし翌一八四八年三月には——恐慌後の沈滞期——千七百七十万ポンドに減少した(ガニー、上院『商業的窮境』一八四八年、証言二六四五号、Ⅲ五七二頁)。逼迫期には、購買手段としての流通は減少するが支払手段としての流通は増加する。また、人々、ことに銀行業者たちは、イングランド銀行券の手持を増加しようとした、——逼迫期における銀行券の退蔵。前記のようにとくにイングランド銀行条例による銀行券発行の制限を怖れて、これが強められた。

また、金属貨幣での退蔵も起った。前記のイングランド銀行の金属準備の国内流出も退蔵によるものが大きかった、——「週迫期における銀行券の退蔵にかんして注意すべき、この場合には、もっとも本源的な社会状態のもとで不安定期に生じるような貴金属をもつてする貨幣退蔵がくり返されるといふことである」(Ⅲ六一二頁)、二百二十万ポンドの国内流出、「これは、一面では、鉄道敷設における労働者の就業増加から説明され「労賃の支払——銀行券はこの場合、イングランドではほとんど使用されえない」(Ⅲ五七二頁)」、他面では、『恐慌時に自己の金準備を持つとうとする銀行業者たちの願望』(モリス、上院『商業的窮境』一八四八年、証言一四七号)から説明される」(Ⅲ六一六頁)。

金属準備が減少すれば、前記のようにイングランド銀行の発券部の発行する銀行券は減少する、——一八四四年の条例によって千四百万ポンドのほかは金属で準備されねばならなかったからである。しかし、これによって銀行部の保有する銀行券は減じるが、流通銀行券の量を減少せしめることはできない。貸出を制限することによって銀行券の供給を制限することはできるが、しかし他方、預金の銀行券での引出しは阻止することはできない。——「イングランド銀行が債務〔預金債務〕を負っているかぎり、公衆はこの債務からイングランド銀行券を引出すことができます」

(一八五七年恐慌当時のイングランド銀行総裁ニーヴ、『銀行条例』一八五八年、証言九四八号、Ⅲ五七〇頁²²⁾。

(22) ニーヴはまた、季節的変動として百一五十万ポンド増減するが、平均してイングランド銀行券流通高は普通一千九百一二十万ポンドであるといっている(同上、証言九四七号、九四九号、Ⅲ五六九一七〇頁)。

(23) 上で、公衆の手にあるイングランド銀行券として保有されているものは、イングランド銀行外にある同行銀行券であつて、銀行業者たちの手もとに支払準備として保有されている部分を含んでいる。しかし発券部が発行し、銀行部が保有している部分は銀行券流通高に入らないことはいうまでもない。「では、あなたは、イングランド銀行の流通銀行券の動搖は金準備額の動搖に順応すべきだという、あなたが一八四〇年に立てられた命題「通貨主義の基礎をなす命題」を放棄されたものと解してよいでしょうか?」という質問にたいしてオーヴァーストーンがつぎのように答えているのは、マルクスは「これはよくもいったものだ(Dies ist superlativ)」と皮肉っているが、きわめて往生ぎわの悪いことである。——「われわれの知識の今日の状態からすれば、われわれは、流通している銀行券に、さらにイングランド銀行の銀行準備金のなかにある銀行券(銀行部の準備となつているもの)を加えなければならぬ……:というかぎりにおいて、わたくしは前説を放棄します」(『銀行条例』一八五七年、証言三八九六号、Ⅲ四七四一五頁)。なお、Ⅲ六〇一—二頁でのエンゲルスの説明のなかでもこれとやや似た妙な説明の仕方がなされている。前掲拙稿「信用理論の体系」(『講座・信用理論体系』第一卷)七九一八〇頁を見られたい。

貨幣退蔵について。——「一八四七年の恐慌中における諸銀行のもとでの貨幣蓄蔵(Schatzhildung)」(Ⅲ四五六頁)。「もしわれわれが、国庫証券が売りえなくなるような状態、東インド会社の社債がまったく役にたたないような状態、最良の商業手形も割引されえないような状態にあるとすれば、その業務上、要求されただけですぐに世間に通用する流通手段をもって支払わねばならぬ人々は——すべての銀行業者はそうですが——、大きな不安におそわれるにちがいありません。その影響はといえば、各人がその準備金を二倍にすることです」(チャプマン、『銀行条例』一八五七年、証言五一六九号、Ⅲ五八二頁)。「恐怖期にしま込まれた銀行券は一八四七年十月には四一五百万ポンドでした」(ガーニー、上院『商業的窮境』一八四八年、証言一一一六号、Ⅲ五七三頁)。貨幣退蔵については第二十五章以下の諸章でい

くつかの証言が引用され、言及されているが、エンゲルスもこれについて書入れを入れている(Ⅲ五七三頁)。なおⅢ四五二頁で「破局の絶頂ではいかに一般的な一身保全が行われるか」としてガーニーの証言(一二六二号)を掲げているが、これも貨幣をしまい込み、貸付けようとしまいというものである。²⁴⁾

(24) なお、銀行券退蔵はまた、これによって金融逼迫を激化させ、その結果を利用しよう——有価証券の暴落等々を利用して有利に立廻る——という意図をもつても行われたと証言されている(チャプマン、『銀行条例』一八五七年、証言四九六三号、四九六五号、四九六七号、五三五八号、五三八三号、Ⅲ五七四頁、五八五頁)。かくて「すでに見たごとく」云々と(Ⅲ五七八一頁)、等々。

銀行部保有銀行券の減少、十月パニック 上述のように、金属準備が減少し、そして銀行券流通高は減少しなかった。したがってイングランド銀行の銀行部の保有する銀行券——銀行部はこれを現金準備として業務を行っている——は、一八四四年の銀行条例の規定によって、当然に金属準備の減少に比例して減少した。²⁵⁾一八四六年八月二十九日には銀行部の保有銀行券は九、四五〇千ポンドであったが、四七年一月九日には六、七一五千ポンドに、四月十日には二、五五八千ポンドに減少した。四月の為替相場転回後金の輸入もあったので、六月末には五、六二五千ポンドに戻ったが、十月二日には三、四〇九千ポンド、十六日には二、六三〇千ポンドに低下した(MacLeod: *ibid.* vol. II, pp. 135—8)。この銀行部の保有銀行券が涸渇すれば、銀行部は、したがってイングランド銀行は破産することになる、——普通の銀行業者が現金準備がなくなり預金引出しに応じえなくなれば破産することになるのと同様である。十月二十三日には銀行部の保有銀行券は、一、五四七千ポンドに陥ち込んだ。うち五六六千ポンドは十三地方支店分、したがって本店は百万ポンドを割ったことになる(Gilbart: *ibid.* vol. I, p. 382. Clapham: *ibid.* vol. II, p. 205. なお、銀行部はこのほかに四四七千ポンドの鑄貨をもっていた)。同日(土曜日)条例停止が内定され、政府の書簡が二十五日(月曜日)

イングランド銀行に正式に伝達され、公表された。金属準備をこえては千四百万ポンドしか銀行券を発行しえないという制限が解かれたのである。

(25) 流通している銀行券が二千万ポンドとすると、それから千四百万ポンドを引いた六百万ポンド以下に金属準備が減じたさ
いには、銀行部の手持銀行券は皆無となる、という計算になる。

イングランド銀行の銀行部の状況は右のごとくであつたが、他方シティの状況は、一八四四年の条例の停止なしには「手形交換所はその業務を処理しえなかつたでしょう」(チャプマン、『銀行条例』一八五七年、証言五二二一号、Ⅲ五八三頁)というように急迫していた。ここで、既述の一八四七年八月の穀物恐慌以後の進展状況に見てみよう。八月に穀物取引での破産が起つたが、ついで「恐慌は集中した力をもつて一般的な取引、ことに東インド、西インドおよびモーリシャス取引において勃発した。しかもロンドン、リヴァプール、マンチェスター、グラスゴーを同時に襲つた。九月中にロンドンだけで二十の商社が破産し、その負債合計は九百万から一千万ポンドの間であつた。²⁶⁾ ……東インド商社の破産は間断なくこの年の末まで引続いて荒れ狂い、そしてカルカタ、ボンベイ、マドラス、モーリシャスの対応する商社破産のしらせが入つた一八四八年のはじめの月に、ふたたび新たになつた。/これらの、商業史上未曾有の多くの破産は、一般的な過度投機およびそれにともなつてひき起された植民地生産物の過剰輸入によつて生じたのである。/九月の破産はまたもっぱら、本来の商社にかぎられていた。十月一日にイングランド銀行は短期手形にたいする同行の最低割引率を五 $\frac{1}{2}$ %に高め、²⁷⁾同時に、同行は爾後いかなる国庫証券担保でも現在以上前貸をしないつもりだと宣言した。いまや株式銀行も個人銀行業者も、この圧迫にもはや耐えることはできなかつた。²⁸⁾ Royal Bank of Liverpool, Liverpool Banking Company, North and South Wales Bank, Newcastle Union Joint Stock

Bank 等々、が相ついで日ならずして倒れた。同時に、イギリスのあらゆる地方で、多くの比較的小さな個人銀行業者の破産宣言が起った。この十月の月を多くに特徴づけたかかる諸銀行の一般的な支払停止につづいて、リヴァプール、マンチェスター、オールドハム、ハリファックス、グラスゴー、等々で、有価証券取引業者、手形、株式、船舶、茶、棉花などの仲買人、鉄鋼の生産者や取引商、紡績、羊毛業者、キャラコ捺染業者、等々、こういったもののおびただしい数の破産が続いた。トゥック氏によると、これらの破産は、数においても資本額においても、イギリスの商業史上未曾有のものであり、一八二五年の恐慌をはるかに凌ぐものであった。恐慌は十月二十三日から二十五日にその頂点に達し、あらゆる商取引が完全に停止した。そのとき、シテイの代表者たちが一八四四年の銀行条例の停止を達成した。……なお二三日この制度が続いていたならば、発券部の方には六百万ポンドの金が貯えられていたのに、銀行部の方は破産せざるをえなかったであろう」(Neue Rheinische Zeitung, a. a. O. S. 542—3)。

(26) モーリシャスに関係していたほとんどすべての商社が破産した。これに続いて対インド取引での破産が大きく起った (Macleod: *ibid.* vol. II, p. 137)。

(27) 既述の九月三十日決定(十月一日発表)のものであって、従来の最低率五 $\frac{1}{2}$ %を一ヶ月の短期手形にかぎり、その他には六を最低率とした (Clapham: *ibid.* vol. II, p. 205)。

(28) 既述のロイヤル・バンク・オブ・リヴァプールが支払停止をした十月十八日の月曜日から二十三の土曜日までの一週間はパニックとなった。リヴァプールを中心に銀行の支払停止が起り、マンチェスターの銀行にも生じた。ロンドンの銀行はまだ倒れなかったが、あらゆる部門での商業上の破産が起っていた。ついにスコットランドの諸銀行もイングランド銀行に救済を求めてきた (Macleod: *ibid.* vol. II, p. 138; Clapham: *ibid.* vol. II, pp. 205—8)。このスコットランドの銀行にたがして一八四五年の銀行条例が与えた影響についてはⅢ六二〇頁の証言参照。(なお、これらの証言を「銀行委員会、一八五七年」での証言と記しているのは誤り、ケネディ、アンダーソンの証言はⅢ五七〇—一頁のさいと同じく上院「商業的窮境」一八四八年での証言であって、この両人は五七年の委員会では証人となっていない。したがってカウツキー版の方が正しい。)

一八四七年二月にくらべて十月二十三日にはイギリスの国債、株式は一億一千四百七十六万二千三百二十五ポンドの減価を示した(Ⅱ四四七頁、モリス、下院『商業的窮境』一八四八年、証言三八〇号、Ⅱ四五五頁、これはくり返し五二二頁でも引用されているが、三ヶ所の数字はそれぞれすこしちがっている)。「金融市場における逼迫期には、これらの有価証券の価格は二重に下落するであろう。ただし、第一には利子歩合が昂騰するからであり、第二には、貨幣に換えるために有価証券が大量的に市場に投げ出されるからである」(Ⅱ五一二頁)。この有価証券の投売りは、イングランド銀行が国債担保をとらなくなった十月に銀行業者の手で先を急いではげしく行われた。さらにこの有価証券の減価は「生産の、および鉄道や運河による交通の、現実的停止とか、着手された企業の中止とか、まったく無価値な企業での資本放棄」(同上頁)を表現するものでもあった。「この仮空の貨幣資本は恐慌中には非常に減少するのであり、したがって、その所有者がそれを担保に市場で貨幣を入手する力も非常に減少する」(Ⅱ五三八頁)。他方「恐慌中の有価証券の減価は、貨幣財産集中のための力強い手段として作用する」(Ⅱ五一二頁)。

一八四四年のイングランド銀行条例の停止、その後の局面の展開 危機にさいしてイングランド銀行が一八四四年の銀行条例によって拘束されて自由に動けなかったことは、破局をはげしくした。「一八四四年の銀行条例は、イングランド銀行をして、その銀行券流通高を制限することを——しかもほかならぬ、全世界が銀行券を叫び求める時期に、商品所有者たちが売りたいのに支払わねばならぬので銀行券さえ手に入るならばどんな犠牲でも払おうとしている時期に、その銀行券流通高を制限することを、余儀なくさせる」(エンゲルス、Ⅱ五七三頁)。銀行部の保有銀行券が潤渇すれば、発券部の方には数百万ポンドほどの金属準備が存するのに、同行自身が破産するという銀行条例であるからである。銀行業者や貨幣貸付業者たちがこの発行制限——金属準備額に加えるに千四百万ポンドしか銀行券を

発行しえないという——のために、銀行券を退職して、容易に貸出そうとしなくなったことはくり返し前に見た。発行制限のためにかえってかかる事態が激化されたのである。「一八四四年の銀行条例は、直接に全商業界を挑発して、恐慌が起りそうになると手ばやく銀行券の準備金〔準備として保有する銀行券の意〕を用意させ、かくて恐慌を速めかつはげしくさせる。……同条例は、恐慌をなくするどころか〔立案者はそう触れ込んだのであるが〕、むしろ、全商業界が破滅するか銀行条例が破滅するかのほかない点まで、恐慌をはげしくする」(エンゲルス、Ⅲ六〇二頁)。

エンゲルスは右につづけてつぎのように記している、——「二度、一八四七年十月二十五日と一八五七年十一月十二日とに、恐慌はかかる高さまで激化した。²⁹⁾そこで政府は、一八四四年の条例を停止することによって、インゲランド銀行をその銀行券発行の制限から解放したのであって、これは両度とも恐慌を打開する (die Krise zu brechen) に十分であった。一八四七年には、一流の担保があればいまやふたたび銀行券が得られるはずだという確信だけで、四―五百万「ポンド」の退職銀行券をふたたび明かるみに持出させて、流通させるに十分であった。一八五七年には、百万「ポンド」たらずの銀行券が、しかもほんの短期間だけ、法定量をこえて発行された」(Ⅲ六〇三頁)。「もちろん、絶望状態に陥った多数の大小の商社はさらに破産したが、恐慌の頂点は克服された」(エンゲルス、Ⅲ四四六頁)。この恐慌が「打開」されたというのは、マルクスもまた銀行条例の停止とともに「恐慌は打開された (die Krise war damit gebrochen)」(Ⅲ五八三頁)と述べているが、もちろん、しからばこの条例がはじめからなかったならば恐慌は生じなかったことになろう、というように解されてはならない。条例が恐慌に人為的激化を加えていたかぎり、条例の停止はこの人為的激化を緩和することになるが、ここで恐慌が「打開」されたとしているのは、条例によって恐慌が激化され、恐慌をその頂点にまで押しやっていたときにこの条例が停止されたので、したがってこの停止によつ

て恐慌はその頂点を通りすぎることとなった、ということ指しているのである。なお、この銀行条例が存しなかつたならば、この一八四七年十月のような形で金融パニックが生じることとはなく、恐慌はこれとちがった進行形態をとつたであろう、と考えられる。

(29) 条例停止についてエンゲルスは上のように「二度」と書いているが、一八六六年五月十一日に三度目の停止が行われた。なおこれについては、前掲拙稿「信用理論の体系」の註四一(『講座・信用理論体系』第一巻、八四―六頁)を見られたい。

条例停止——これは課せられていた銀行券発行制限の停止であつて、兌換停止ではない——は十月二十五日(月曜日)午後一時に公表されたが、それはまったくだちに効果を生み、恐慌を「打開」した。「パニックの局面はすぎ去つた」(Clapham: *ibid.* vol. II, p. 210)。「書簡が公表されるやいなや、パニックは夢のように消え去つた。ガーニー氏は、書簡はその効果を十分間で生み出した、と云つた。銀行券が入手できるはずだということが知れるやいなや、銀行券をほしがることやんだ」(Macleod: *ibid.* vol. II, p. 139)。「パニックがすぎ去るやいなや、貨幣は瞬間的にわれわれの手もとに遷流しました」。そして「利子から自分の利潤をかせぐすべての銀行業者たちは、ただちにかれらの貨幣を働かせはじめた」(チャプマン、『銀行条例』一八五七年、証言五二三号、五二九〇―二号、Ⅲ五八三―四頁)。かくて、条例は停止されたが実際には銀行券流通は条例で規定している制限量をこえなかつた。

イングランド銀行券の流通量が制限量をこえなかつたのは、右のように心理的要因としていわゆるコンフィデンスが与えられ回復して、制限が存在していたためこれを怖れて退蔵されていた銀行券が流通場裡に出てきたこと、あるいはイングランド銀行の手に戻されたことによるほか、恐慌期に貨幣が求められるのは、ほとんど過去の取引を決済する支払手段として使用するためであるからでもあろう。「貨幣がたんに諸支払の決済のために機能するにすぎない

場合には、貨幣の流通は、この決済がぜんぜん貨幣の介入なしのたんなる信用操作によって行われなかりでさえも、ただ一時的なものにすぎぬということ、かくして、貨幣融通を求める殺到が大きくても、流通を拡大することなしに尠大な量のかかる取引が行われうるということ、——こうしたことは貨幣の特性である」(Ⅲ五〇一頁)。貸出のさい、預金が設定され、その預金が実際に銀行券で引出されるときはじめて銀行券流通高の増大となるのであり、預金の振替えによって——つまり右でいう「たんなる信用操作」によって——事がすむさいは、貸出をしても銀行券流通高はぜんぜん増大しない。そしてイングランド銀行から銀行券がたとえ流通に出ても、このようにたんなる支払手段として貨幣が求められるさいには、すぐに同行に還流してくる。したがって、条例停止によりイングランド銀行が貸出を増大しても、退蔵銀行券の還流も手助って、銀行券は法定量をこえなかつたのであろう。(だが、このように貸出に応じて、そしてそのさい同行銀行券が出て、貸出量だけひきつづいて同行銀行券流通が増大することにはならないとはいへ、しかし銀行券が出るかぎりでは、そしてそれが支払手段として機能して同行に還流してくるまでは、一時的にせよ銀行券流通高の増大となる。条例によって発行高が制限されていたさい、銀行部の保有銀行券の涸渴を懸念して確実な手形や担保にたいしても貸出を強くひきしめざるをえなかつた所以である。そしてこのさいは加うるに、還流しないで退蔵されるおそれがあったから、ますますそうせざるをえなかつたであらう。)

なお「流通手段の絶対量は、ただ逼迫期においてのみ、利子歩合に決定的に影響する」が、「さもない場合には、流通手段の絶対量は利子歩合には影響しない」(Ⅲ五七六頁)。そしてマルクスは、この逼迫期における潤沢な流通手段にたいする需要は、一八四七年のように「信用が喪失したために貨幣蓄藏の手段をえようとする需要を表現するにすぎないか(貨幣の流通速度、および同一貨幣片がたえず貸付資本に転態される速度、の減少は別として)」、または

一八五七年のように、「現実により多くの流通手段が必要であることもありうる」(同上頁)として、条例停止によって現実に流通量が増大した場合と増大しなかった場合とこの需要を二種類に分けている。マルクスは、また、一八四七年の「貨幣資本にたいする需要」は既述のような——凶作とか鉄道投機とその破局とかインド・シナ向けの綿製品の過剰生産とか、過剰貿易とかといった——種々の理由から増大した、したがって貨幣資本にたいする需要増大の「原因は生産過程そのものの歩みのうちにあった」、「貨幣資本飢饉」は「現存する資金と比較して過大な操作によってひき起され、「右のような」再生産過程の攪乱によって勃発した」のであって、「けっして銀行券の欠乏」のせいではなかった、「十月以前には、貨幣の払底 (Geldknappheit) ——オーヴァーストーンという『現存する貨幣の量』——のための心配はなかった」としつつ、他方また「銀行準備金の枯渇の恐怖が一八四七—四八年の恐慌に金融パニック (Geldpanik) を附加した (Hinzufügen)」というかぎりでは、一八四七年の恐慌およびこれに伴った高い利子率は「現存する貨幣の量」と——「すなわち一八四四年の銀行条例の諸規定」と——関係があった、と評している(■四五九—六〇頁)。

おわりに、——「イギリスで恐慌の強度が減じていったのと同じ度合で、大陸では恐慌の強度が増大し、かつて達したことのなかった点にまで至った。最悪の時期を通じて、為替相場はイギリスに順であったので、金および銀のイギリスへの流入が十一月以来継続的に増加していった。これはロシアおよび大陸からばかりでなく、アメリカからも入ってきた。この直接的な結果は、イギリスの金融市場がより潤沢になったのと同じ度合でその他の商業世界では金融市場が収縮し、また同じ度合で恐慌がそこで拡がっていった、ということであった。……「一八四八年の」三月から五月の間に、イギリスはすでに革命「一八四八年の二月革命」から直接の利益——大量の大陸の資本がイギリスに流

入したという——を享受した。この時をもつて、恐慌はイギリスでは終わったと看なされるべきであつて、すべての事業部門で好転が生じ、あたらしい産業循環が繁栄への決定的な傾向を伴つてはじまった」(Neue Rheinische Zeitung, a. a. O. S. 544—5. 傍点および「」内—三七)。